

交通安全施設等関係資料

(警 察 本 部 所 管 分)

■府民公募型

- ・ 技術審査一覧（安心・安全整備） P 1 ～ 6
- ・ 個別箇所表（安心・安全整備） P 7 ～ 47

■既要望

- ・ 技術審査一覧（安心・安全整備） P 48
- ・ 個別箇所表（安心・安全整備） P 49 ～ 53

府民公募型整備事業（府民提案型）技術審査一覧【京都市地域】

整理 番号	提案施設			提案概要	用地買収 の有無	工事の仕分け等（第1段階チェック）		技術審査（第2段階チェック）結果						技術審査 結果	事業委員会 意見等	備考	
	種別	名 称	所在地			対象	→対象工事とならない理由 （欄外：対象番号を記入）	公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性			技術上の適合性	速効性					
								公共事業とし ての必要性	地域づくり等と の整合性	地域要望等との 整合性	関係法令、構 造基準等との 適合性	早期対応の必 要性	他の管理者等と の調整の難易				
1	交通安全 施設	信号機 （新設）	西京区川島六ノ坪 町57-1先 中山稲 荷線阪急高架東交 差点	昨年度阪急高架事業が完 成、現在委任信号を設置し ているが、阪急の工事が全 て完了した後も、信号機を 設置し安全を確保して欲し い	無	○		○	○	○	○	○	○	実施		西京署管内 （受付番号 5）	
2	交通安全 施設	信号機 （新設）	伏見区横大路畔ノ 内50-3先 京都守 口線区画整理道路 交差点	周辺の区画整理により 道路 整備がなされ、大 型等の通過交通が多数増 加している。信号機の設 置を要望	無	○		○	○	○	○	○	○	○	実施		伏見署管内 （受付番号 6）
3	交通安全 施設	信号機 （新設）	南区西九条森本町 39-2先 十条通南 警察署東側通交差 点	十条通は歩行者応安禁 止であるが、近くにスー パー等があることから横 断者が多く危険。信号機 の設置要望	無	○		○	○	○	×	×	○	実施 しない		南署管内 （受付番号 8）	
4	交通安全 施設	信号機 （新設）	南区吉祥院石原京 道町6先 中山稲 荷線吉祥院西経9 号線交差点	交通量が多く、南北に 一時停止があるが守られ ていない。出合頭事故が 多く、信号機を設置要望	無	○		○	○	○	○	○	×	実施 しない		南署管内 （受付番号 10）	
5	交通安全 施設	信号機 （新設）	南区吉祥院池田町 9-2先 塔南高校南 東角交差点	通学路であり、学童が 東西に横断する際、南北 の通行車両が止まらない ことがある。信号機の設 置を要望	無	○		○	○	○	×	×	○	実施 しない		南署管内 （受付番号 12）	
6	交通安全 施設	信号機 （新設）	伏見区桃山泰長老 115番地先 外環状 線大島病院前付近	観月橋から江戸町まで の約500mに信号機がな く、高齢者が不便で、無 理に横断する者がいる。 信号機の設置要望	無	○		○	○	○	○	○	×	実施 しない		伏見署管内 （受付番号 17）	
7	交通安全 施設	信号機 （新設）	左京区八瀬花尻町 48-4先 国道367号 美濃瀬バス停付近	交通量が多く、カーブ しており見通しが悪い。 バス停利用者がなかなか 横断できない。信号機の せつを要望	無	○		○	○	○	○	×	○	実施 しない		下鴨署管内 （受付番号 18）	
8	交通安全 施設	信号機 （新設）	左京区岩倉忠在地 町150-4先 府道岩 倉山端線西河原町 バス停付近	通学路であり、交通量 が多く、出勤時間帯には 車両がスピードを出して いる。信号機の設置を要 望	無	○		○	○	○	○	×	×	実施 しない		下鴨署管内 （受付番号 24）	

- ◆【第１段階チェック：対象とならない工事】
- ①国や市町村が管理する施設に関する工事
 - ②利便性向上や環境整備に関する工事
 - ③特定の個人や団体等の利益に限られる工事
 - ④道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事
- ☆《他事業での実施》
- ⑤他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事
- ◆【第２段階チェック：技術審査】
- 6項目について○、×の評価を記入

府民公募型整備事業（府民提案型）技術審査一覧【京都市地域】

整理 番号	提案施設			提案概要	用地買収 の有無	工事の仕分け等（第1段階チェック）		技術審査（第2段階チェック）結果						技術審査 結果	事業委員会 意見等	備考
	種別	名 称	所在地			対象	→対象工事とならない理由 （欄外:対象番号を記入）	公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性			技術上の適合性	速効性				
								公共事業とし ての必要性	地域づくり等と の整合性	地域要望等との 整合性	関係法令、構 造基準等との 適合性	早期対応の必 要性	他の管理者等と の調整の難易			
9	交通安全 施設	信号機 （新設）	北区紫竹下園生町 26番地先 玄似通 猪熊交差点	バスも通行し交通量が多い。通学路であり、高齢者の利用施設もある。歩行者湯お堂路規制は機能していない。信号機の設置要望	無	○		○	○	○	○	○	×	実施 しない		北署管内 （受付番号 30）
10	交通安全 施設	信号機 （新設）	伏見区醍醐多近田 町9番地先 醍醐 緯08号線醍醐経33 号線交差点	通学路であり、外環から奈良街道への抜け道で交通量が多い。宅地開発が進み子供が急増、見通しも悪い信号機の設置を要望	無	○		○	○	○	×	○	×	実施 しない		山科署管内 （受付番号 48）
11	交通安全 施設	信号機 （新設）	伏見区醍醐西大路 町68番地3先 大津 宇治線醍醐大津線 交差点	観光客などの歩行者や抜け道としても利用する車両も多い。交差点がクランクで見通しも悪い。一灯点減式信号機の設置要望	無	○		○	○	○	×	○	×	実施 しない		山科署管内 （受付番号 49）
12	交通安全 施設	信号機 （新設）	山科区西野様子見 町56番地先 西野 道西野緯6号線交 差点	三条通等の抜け道として利用されており通学時間帯には一時停止しない車両があり危険。信号機の設置を要望	無	○		○	○	○	×	○	○	実施 しない		山科署管内 （受付番号 118）
13	交通安全 施設	信号機 （新設）	下京区四条大宮町 27番地6先 大宮通 綾小路通交差点	通学路ではないが、横断歩行者が多く危険である。信号機の設置を要望	無	○		○	○	○	×	○	○	実施 しない		下京署管内 （受付番号 156）
14	交通安全 施設	信号機 （新設）	伏見区小栗栖小阪 町17番地1先 小 栗栖街道小栗栖経 39号線交差点	交通量が多く、交差点が変則なため、自転車や歩行者が横断することが困難。信号機の設置を要望	無	○		○	○	○	○	○	×	実施 しない		山科署管内 （受付番号 160）
15	交通安全 施設	信号機 （新設）	山科区大宅御所田 町14番地1先 小 山大宅線山科大宅 緯4号線交差点	信号機は南方に離れており、主要施設は北側にある。多くの住民は要望交差点を利用している。信号機の設置を要望	無	○		○	○	○	○	○	×	実施 しない		山科署管内 （受付番号 161）
16	交通安全 施設	信号機 （新設）	北区上賀茂坂口町 12-16先 京都広河 原美山線京都ゴル フクラブ専用通路 交差点	鞍馬街道は、大学、付近の開発から交通量が挿花している。ゴルフ場出入口の対策として信号機の設置要望	無	○		○	○	○	×	×	×	実施 しない		北署管内 （受付番号 296）

- ◆【第１段階チェック：対象とならない工事】
- ①国や市町村が管理する施設に関する工事
 - ②利便性向上や環境整備に関する工事
 - ③特定の個人や団体等の利益に限られる工事
 - ④道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事
- ☆《他事業での実施》
- ⑤他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事
- ◆【第２段階チェック：技術審査】
- 6項目について○、×の評価を記入

府民公募型整備事業（府民提案型）技術審査一覧【京都市地域】

整理 番号	提案施設			提案概要	用地買収 の有無	工事の仕分け等（第１段階チェック）		技術審査（第２段階チェック）結果						技術審査 結果	事業委員会 意見等	備考
	種別	名 称	所在地			対象	→対象工事とならない理由 （欄外：対象番号を記入）	公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性			技術上の適合性	速効性				
								公共事業とし ての必要性	地域づくり等と の整合性	地域要望等との 整合性	関係法令、構 造基準等との 適合性	早期対応の必 要性	他の管理者等と の調整の難易			
17	交通 安全 施設	信号機 （新設）	左京区静海市原町 910番地101先 下 鴨静原大原線静市 7号線交差点	カーブで見通しが悪 い。通行する車両もス ピードを出している。歩 行者のために信号機の設 置を要望	無	○		○	○	○	○	×	○	実施 しない		下鴨署管内 （受付番号 277）
18	交通 安全 施設	信号機 （新設）	右京区西京極徳大 寺団子田町23番地 4先 七条通七条 橋西方交差点	交通量が多く、通学時 間帯には車両が停止しな い。以前の要望箇所から 東方の位置に信号機の設 置を要望	無	○		○	○	○	○	○	×	実施 しない		右京署管内 （受付番号 315）
19	交通 安全 施設	信号機 （新設）	右京区西京極前田 町4番地5先 七 条通松尾三宮神社 参道交差点	七条通でも特に狭いエ リアで、大型が通行し朝 は交通量も多い。信号機 の設置を要望	無	○		○	○	○	×	○	×	実施 しない		右京署管内 （受付番号 316）
20	交通 安全 施設	信号機 （新設）	上京区東桜町4番 地先 寺町通広小 路交差点	マンションの住民は、 交通量の多い寺町を横断 しなくてはならず危険。 信号機の設置を要望	無	○		○	○	○	○	×	○	実施 しない		上京署管内 （受付番号 325）
21	交通 安全 施設	信号機 （車両灯器増設）	山科区大宅打明町 大津淀線大宅打明 町交差点	交差点直近にバス停があ り、停車中のバスで南行き の車両灯器が見えず危険で あるため、北行灯器の背面 に南行用の灯器増設を要望	無	○		○	○	○	○	○	○	実施		山科署管内 （受付番号1）
22	交通 安全 施設	信号機 （灯器改良）	下京区中堂寺坊城 町 五条千本交差 点	交差点手前の横断歩道から 信号機が見え、車両が速度 を上げて横断歩道を通過し 危険であることから、灯器 の改良を要望	無	○		○	○	○	○	○	○	実施		下京署管内 （受付番号4）
23	交通 安全 施設	信号機 （歩行者灯器増設）	伏見区桃山町根来 外環状線桃山緯6 4号交差点	主横断のみ歩行者灯器が 設置された交差点。通学 路であり、従横断側にも 歩行者灯器設置を要望	無	○		○	○	○	○	○	○	実施		伏見署管内 （受付番号7）
24	交通 安全 施設	信号機 （歩行者灯器増設）	南区西九条小寺町 大宮八条交差点	大宮陸橋高架下に設置さ れた信号機。高架で歩行 者用灯器が見えにくいた め、歩行者灯器の増設を 要望	無	○		○	○	○	○	○	○	実施		南署管内 （受付番号9）

◆【第１段階チェック：対象とならない工事】

- ①国や市町村が管理する施設に関する工事
- ②利便性向上や環境整備に関する工事
- ③特定の個人や団体等の利益に限られる工事
- ④道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事

☆《他事業での実施》

- ⑤他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事

◆【第２段階チェック：技術審査】

- 6項目について○、×の評価を記入

府民公募型整備事業（府民提案型）技術審査一覧【京都市地域】

整理 番号	提案施設			提案概要	用地買収 の有無	工事の仕分け等（第１段階チェック）		技術審査（第２段階チェック）結果						技術審査 結果	事業委員会 意見等	備考	
	種別	名 称	所在地			対象	→対象工事とならない理由 （欄外：対象番号を記入）	公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性			技術上の適合性	速効性					
								公共事業とし ての必要性	地域づくり等と の整合性	地域要望等との 整合性	関係法令、構 造基準等との 適合性	早期対応の必 要性	他の管理者等と の調整の難易				
25	交通 安全 施設	信号機 （灯器改良・文字 板設置）	西京区上桂西居町 太秦上桂線上御霊 神社前交差点	灯器が古く西日で見えにく いため、灯器のＬＥＤ化を 要望 また、変則交差点に つき、車両灯器に「押ボタ ン式」の文字板設置を要望	無	○		○	○	○	○	○	○	○	実施		西京署管内 （受付番号 13)
26	交通 安全 施設	信号機 （灯器改良・移 設）	下京区中堂寺 壬 生旧丹波口交差点	交差点手前から灯器が見 え、スピードを上げて車が 通行するため、車両灯器の 改良及び歩行者灯器の移設 を要望	無	○		○	○	○	×	○	○	○	実施 しない		下京署管内 （受付番号 15)
27	交通 安全 施設	信号機 （歩行者灯器増設）	伏見区深草西浦町 １丁目 国道２４ 号竹田久保町南二 筋目交差点	主横断のみ歩行者灯器が設 置された交差点。歩行者か ら車両灯器が見えにくく、 従横断側道路の見通しも悪 いため、歩行者灯器設置を 要望	無	○		○	○	○	○	○	○	○	○		伏見署管内 （受付番号 16)
28	交通 安全 施設	信号機 （歩行者灯器増設）	山科区東野百拍子 町 外環状線妙見 道交差点	交通量の多い府道に車両灯 器のみ設置された交差点 で、車両灯器のみを見ての 横断が危険であるため、歩 行者灯器の増設を要望	無	○		○	○	○	○	○	○	○	○		山科署管内 （受付番号 26)
29	交通 安全 施設	信号機 （歩行者灯器増設）	左京区下鴨東本町 北大路葵小学校前 交差点	現在、交差点東側のみ押ボ タン式信号機が設置されて いるが、通学時間帯の交通 量が多いため、西側にも歩 行者灯器設置を要望	無	○		○	○	○	×	○	○	○	○		下鴨署管内 （受付番号 29)
30	交通 安全 施設	信号機 （車両灯器増設）	南区上鳥羽鉾立町 油小路通祥鳥橋交 差点	従道路を走行中、大型車 両が前を走行していると 灯器が見えなくなるた め、背面用車両灯器の増 設を要望	無	○		○	○	○	○	○	○	○	○		南署管内 （受付番号 59)
31	交通 安全 施設	信号機 （多現示化）	山科区西野小柳町 Ｒ１西野大鳥井町 交差点	主道路の交通量が多く、 従道路側へ右折するタイ ミングがなく危険である ため、時差式信号の設置 を要望	無	○		○	○	○	○	○	○	○	○		山科署管内 （受付番号 70)
32	交通 安全 施設	信号機 （歩行者灯器増設）	山科区川田清水焼 団地町 新大石道 清水焼団地前交差 点	通学時に、強引に右左折 してくる車両が多く、歩 行者が危険であるため、歩 行者灯器の設置を要望	無	○		○	○	○	×	○	○	○	○		山科署管内 （受付番号 101)

◆【第１段階チェック：対象とならない工事】

- ①国や市町村が管理する施設に関する工事
- ②利便性向上や環境整備に関する工事
- ③特定の個人や団体等の利益に限られる工事
- ④道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事

☆《他事業での実施》

- ⑤他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事

◆【第２段階チェック：技術審査】

- 6項目について○、×の評価を記入

府民公募型整備事業（府民提案型）技術審査一覧【京都市地域】

整理 番号	提案施設			提案概要	用地買収 の有無	工事の仕分け等（第1段階チェック）		技術審査（第2段階チェック）結果						技術審査 結果	事業委員会 意見等	備考
	種別	名 称	所在地			対象	→対象工事とならない理由 （欄外:対象番号を記入）	公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性			技術上の適合性	速効性				
								公共事業とし ての必要性	地域づくり等と の整合性	地域要望等との 整合性	関係法令、構 造基準等との 適合性	早期対応の必 要性	他の管理者等と の調整の難易			
33	交通 安全 施設	信号機 （多現示化）	伏見区豊後橋町 R 2 4 観月橋北詰 交差点	右折タイミングが無く、 事故が多く発生し危険で あるため、右折青矢信号 の設置を要望	無	○		○	○	○	○	○	○	実施		伏見署管内 （受付番号 132）
34	交通 安全 施設	信号機 （定周期化）	左京区岩倉幡枝町 幡枝葵森線深泥地 木野交差点	押ボタン式信号機設置の 交差点で、従道路の交通 量が多く危険であるた め、信号機の定周期化を 要望	無	○		○	○	○	×	○	○	実施 しない		下鴨署管内 （受付番号 134）
35	交通 安全 施設	信号機 （視覚障害者用付 加装置・高齢者等 感应押ボタン）	下京区材木町 七条高倉交差点	視覚障害者・高齢者の安 全対策として、視覚障害 者用付加装置・高齢者等 感应押ボタンの設置を要 望	無	○		○	○	○	×	○	○	実施 しない		下京署管内 （受付番号 157・158）
36	交通 安全 施設	信号機 （視覚障害者用付 加装置・歩行者灯 器増設）	下京区朱雀北ノ口 町 七条七本松交 差点	視覚障害者の安全対策とし て、視覚障害者用付加装置 を要望。また、歩行者灯器 の未設置箇所への増設を要 望	無	○		○	○	○	×	○	○	実施 しない		下京署管内 （受付番号 159）
37	交通 安全 施設	信号機 （歩行者灯器増 設・文字板設置）	下京区永倉町 西洞院松原交差点	車両灯器のみ設置の交差点。児 童の通学路であり、横断タイ ミングがわからず危険であるこ から、歩行者灯器増設及び横断 時間が表示される文字板設置を 要望	無	○		○	○	○	×	○	○	実施 しない		下京署管内 （受付番号 199）
38	交通 安全 施設	信号機 （定周期化）	右京区梅津南広町 高辻通梅津南広町 交差点	押ボタン式信号機設置の交 差点で、従道路側に車両が 出にくく、また、歩行者の 横断にも危険であるため、 信号機の定周期化を要望	無	○		○	○	○	×	○	○	実施 しない		右京署管内 （受付番号 317）
39	交通安 全施設	最高速度	京都市右京区京北 地内	国道162号の右京区京北 周山町泓から笠トンネル までの間、最高速度50キ ロメートル毎時の規制要望	無			○	○	○	○	○	○	実施する		右京署管内 （受付番号154）
40	交通安 全施設	一時停止	京都市伏見区久我 御旅町11番地61先	市道久我緯97号線市道久 我経104号線交差点に一 時停止の規制要望	無			○	○	○	○	×	○	実施しな い		向日町署管内 （受付番号202）

◆【第１段階チェック：対象とならない工事】

- ①国や市町村が管理する施設に関する工事
- ②利便性向上や環境整備に関する工事
- ③特定の個人や団体等の利益に限られる工事
- ④道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事

☆《他事業での実施》

- ⑤他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事

◆【第２段階チェック：技術審査】

- 6項目について○、×の評価を記入

府民公募型整備事業（府民提案型）技術審査一覧【京都市地域】

整理 番号	提案施設			提案概要	用地買収 の有無	工事の仕分け等（第１段階チェック）		技術審査（第２段階チェック）結果						技術審査 結果	事業委員会 意見等	備考	
	種別	名 称	所在地			対象	→対象工事とならない理由 (欄外:対象番号を記入)	公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性			技術上の適合性	速効性					
								公共事業とし ての必要性	地域づくり等と の整合性	地域要望等との 整合性	関係法令、構 造基準等との 適合性	早期対応の必 要性	他の管理者等と の調整の難易				
41	その他 施設	京都府警察自動車 運転免許試験場	伏見区羽東師古川 町647	広域避難場所に指定され ている運転免許試験場内 に速やかに避難できるよ う、敷地北東部フェンス に門の設置を要望	無	○		○	○	○	○	○	○	○	実施		会計課 (受付番号 1)

◆【第１段階チェック：対象とならない工事】

- ①国や市町村が管理する施設に関する工事
- ②利便性向上や環境整備に関する工事
- ③特定の個人や団体等の利益に限られる工事
- ④道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事

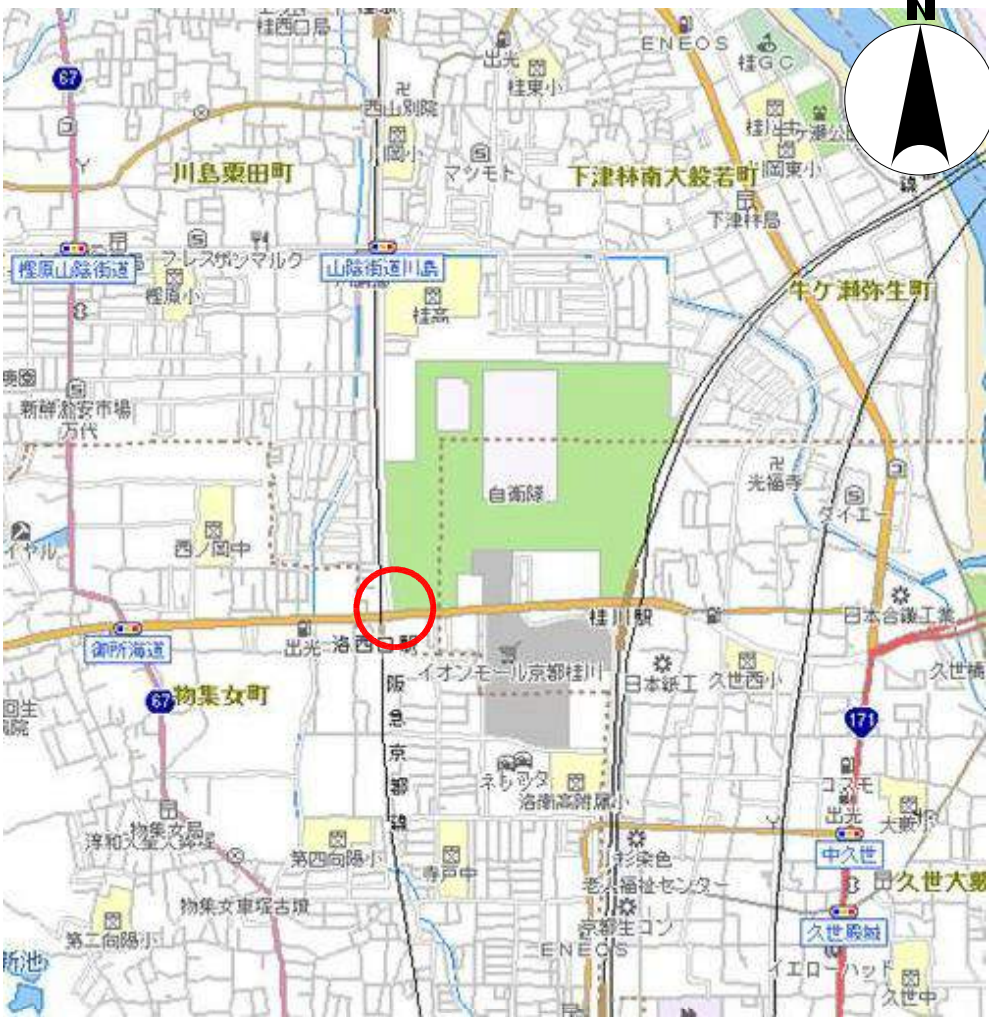
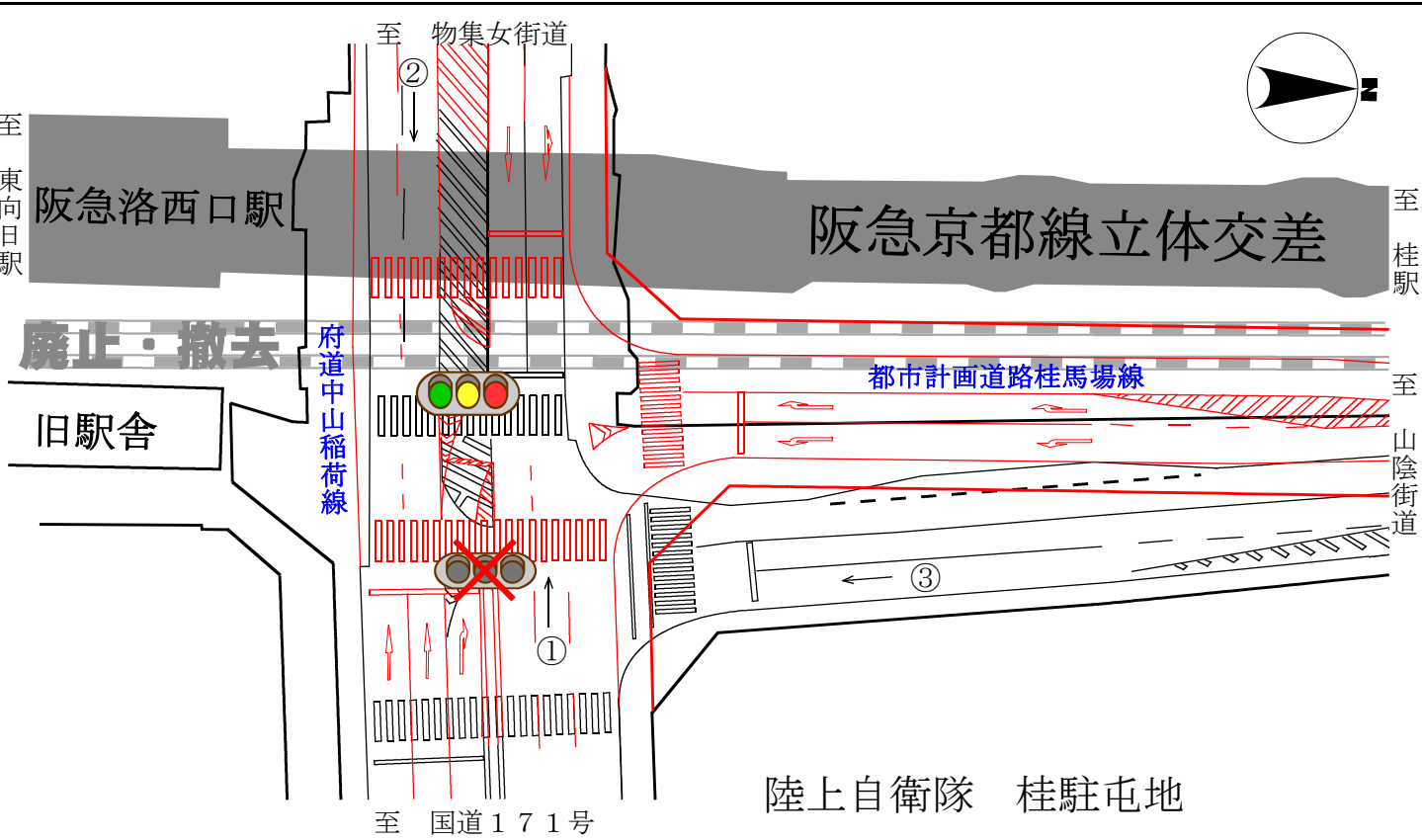
☆《他事業での実施》

- ⑤他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事

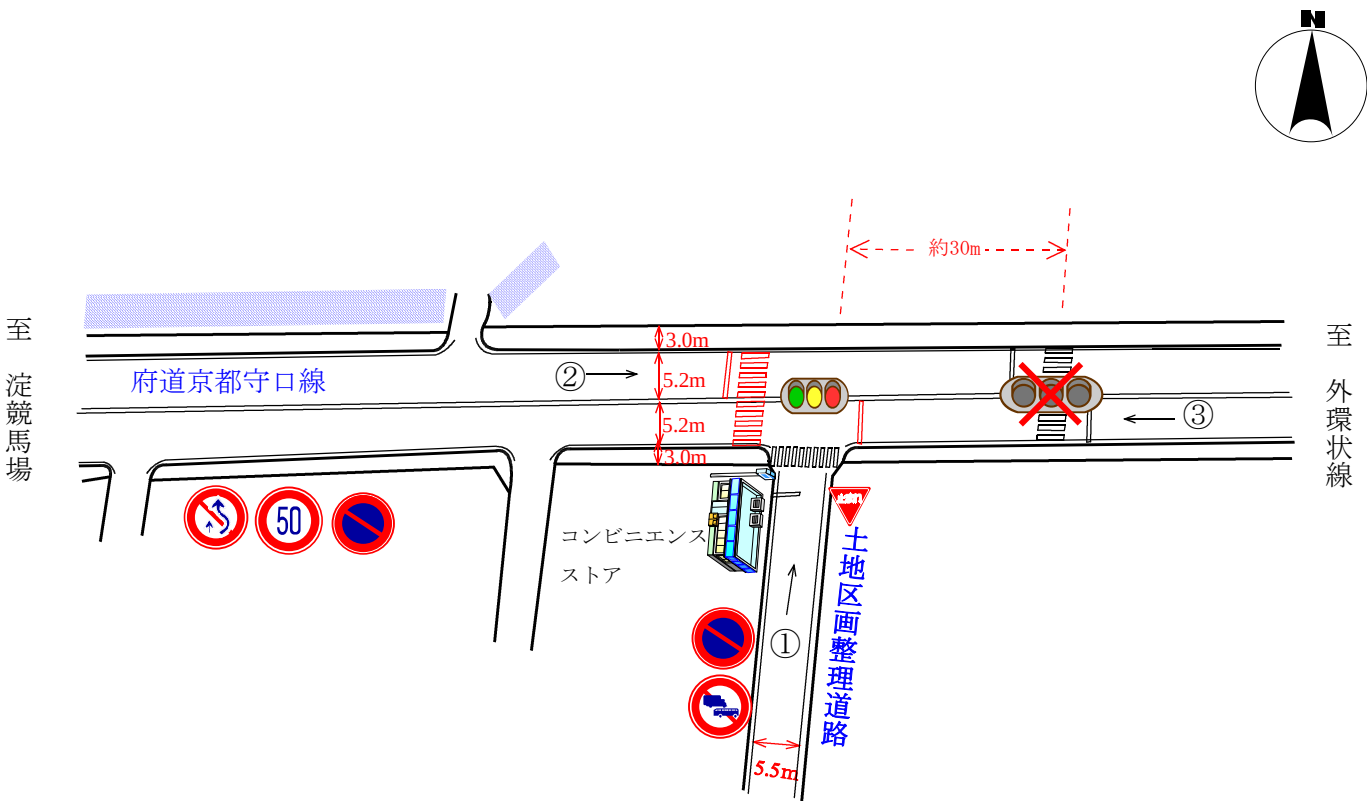
◆【第２段階チェック：技術審査】

- ６項目について○、×の評価を記入

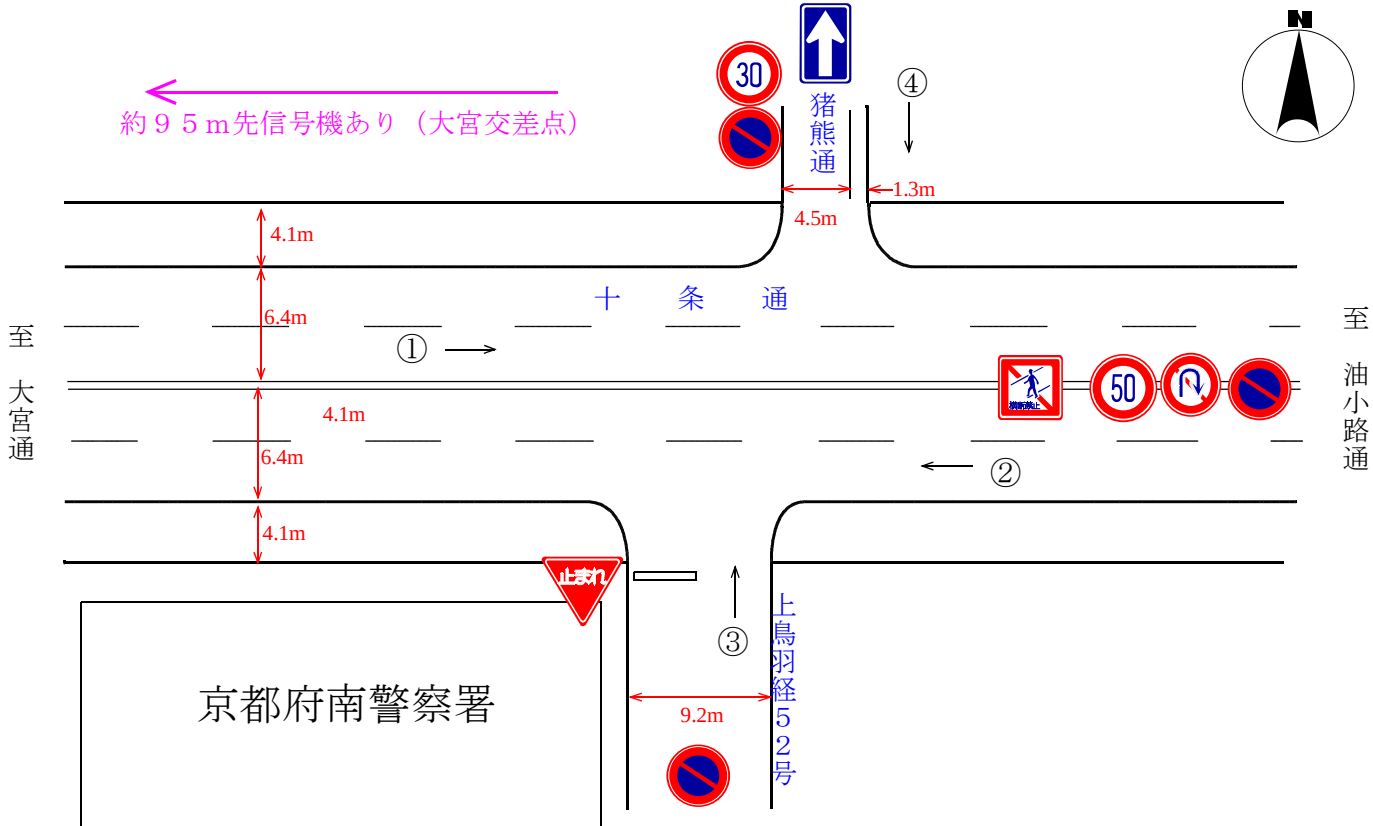
府民公募型整備事業（府民提案型＜既要望＞）

整 理 番 号	1	写 真	
交 通 安 全 施 設	信号機（新設・定周期式）	①  ②  ③ 	
所 在 地	西京区川島六ノ坪町57-1先 中山稻荷線阪急高架東交差点		
現 在 の 状 況	- 交通規制 交差点図面に記入のとおり - 付近の環境 周辺は新興住宅街であり、南側直近に阪急電車洛西口駅があり、東方には大型量販店（イオンモール京都桂川）がある。		
要 望 内 容	昨年度阪急高架事業が完成し、現在委任信号機を設置しているが、阪急の工事が全て完了した後も、信号機を設置し安全を確保して欲しい。（受付番号5）	交 差 点 図 面	
位 置 図			
対 応 案	実施する。		

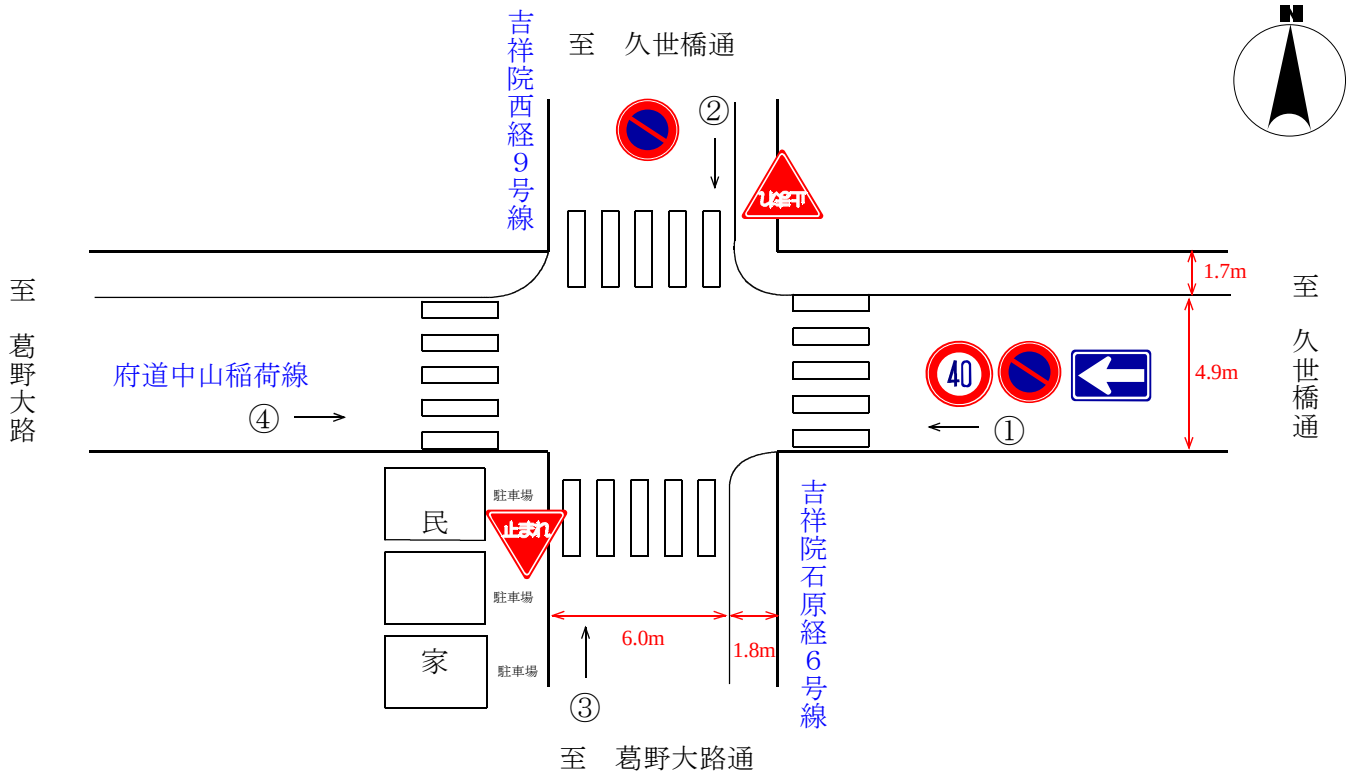
府民公募型整備事業（府民提案型＜既要望＞）

整 理 番 号	2	写 真	
交 通 安 全 施 設	信号機（新設・定周期式）		
所 在 地	伏見区横大路畔ノ内50-3先 京都守口線区画整理道路交差点		
現 在 の 状 況	・ 交通規制 交差点図面に記入のとおり ・ 付近の環境 周辺は住宅と事業所が混在する地域であり、 北方には洛水高校、南西には洛水中学がある。 周辺地域は区画整理事業が行われている。	①  ②  ③ 	
要 望 内 容	周辺での区画整理により道路が整備され大型車両を始めとする通過交通が増加しており、交通事故の危険性が高まっている。近くの押ボタン式信号機を撤去し、定周期式信号機を設置要望。（受付番号6）		
位 置 図		交 差 点 図 面 	
対 応 案	実施する。		

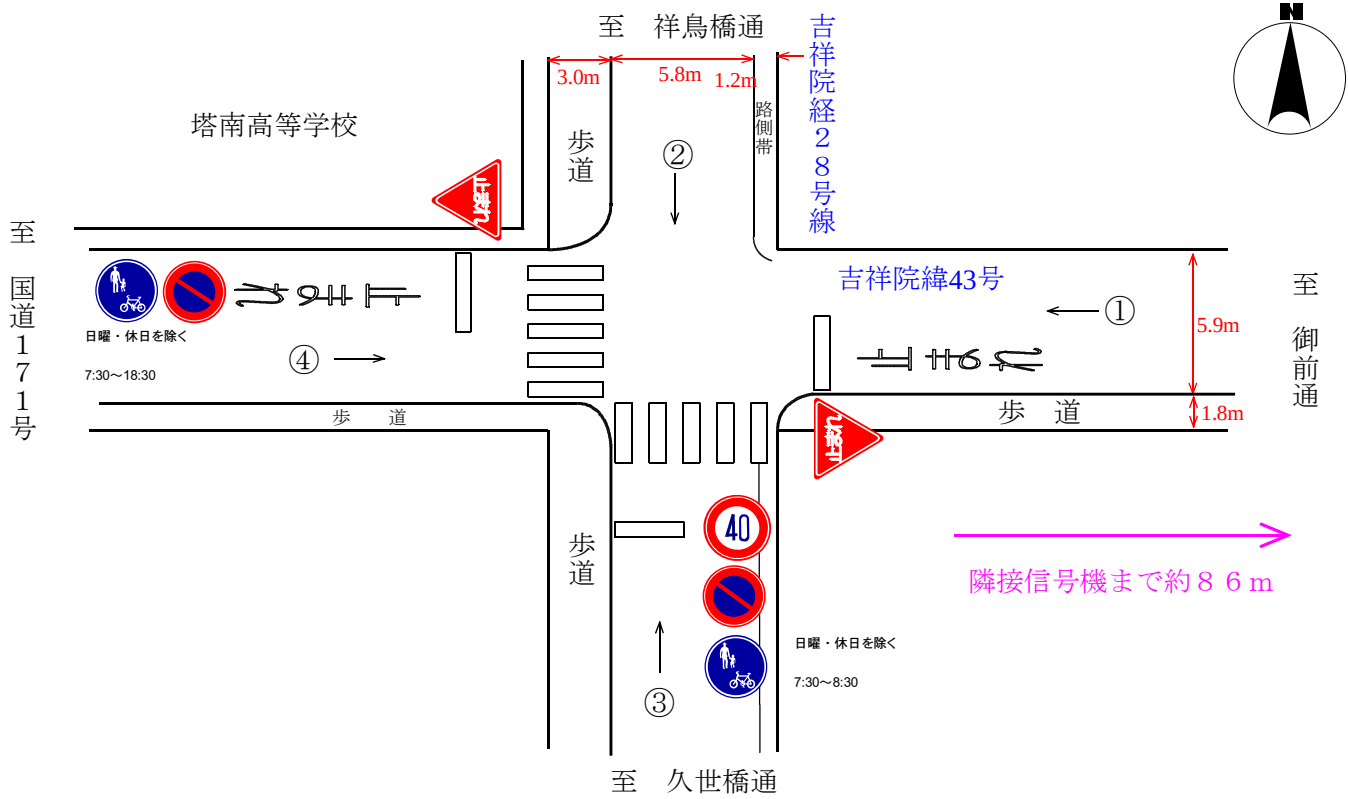
府民公募型整備事業（府民提案型＜既要望＞）

整 理 番 号	3	写 真	
交 通 安 全 施 設	信号機（新設・定周期式）		
所 在 地	南区西九条森本町39-2先 十条通南警察署東側通交差点		
現 在 の 状 況	・ 交通規制 交差点図面に記入のとおり ・ 付近の環境 周辺は工場等の事業所が点在しており、要望交差点南西角に南警察署がある。また、東方には近鉄十条駅がある。		
要 望 内 容	十条通は、歩行者横断禁止であるが近くにスーパー等があることから横断者が多く、危険である。信号機の設置要望。（受付番号8）		
位 置 図		交 差 点 図 面 	
対 応 案	提案交差点西方約95mの近接した位置に信号交差点があり、横断歩行者はこれを利用することで安全は担保できるため、実施しない。		

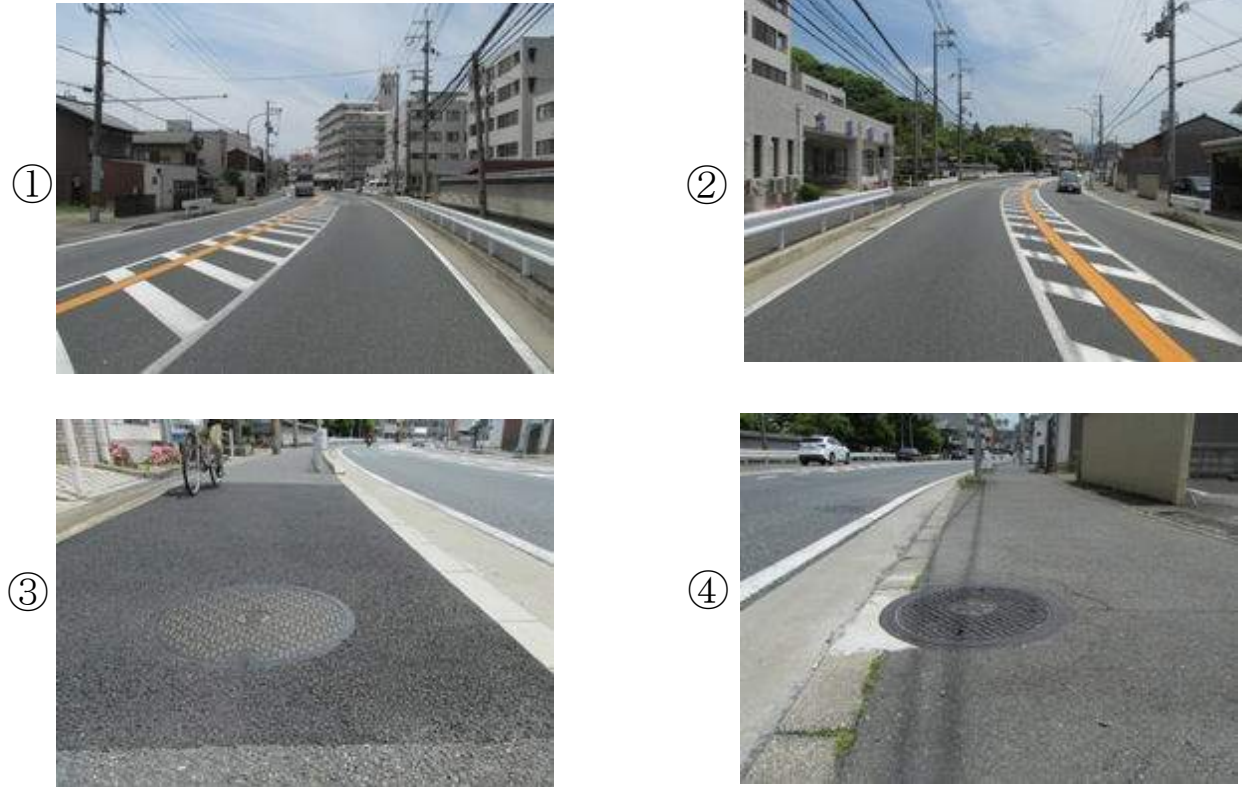
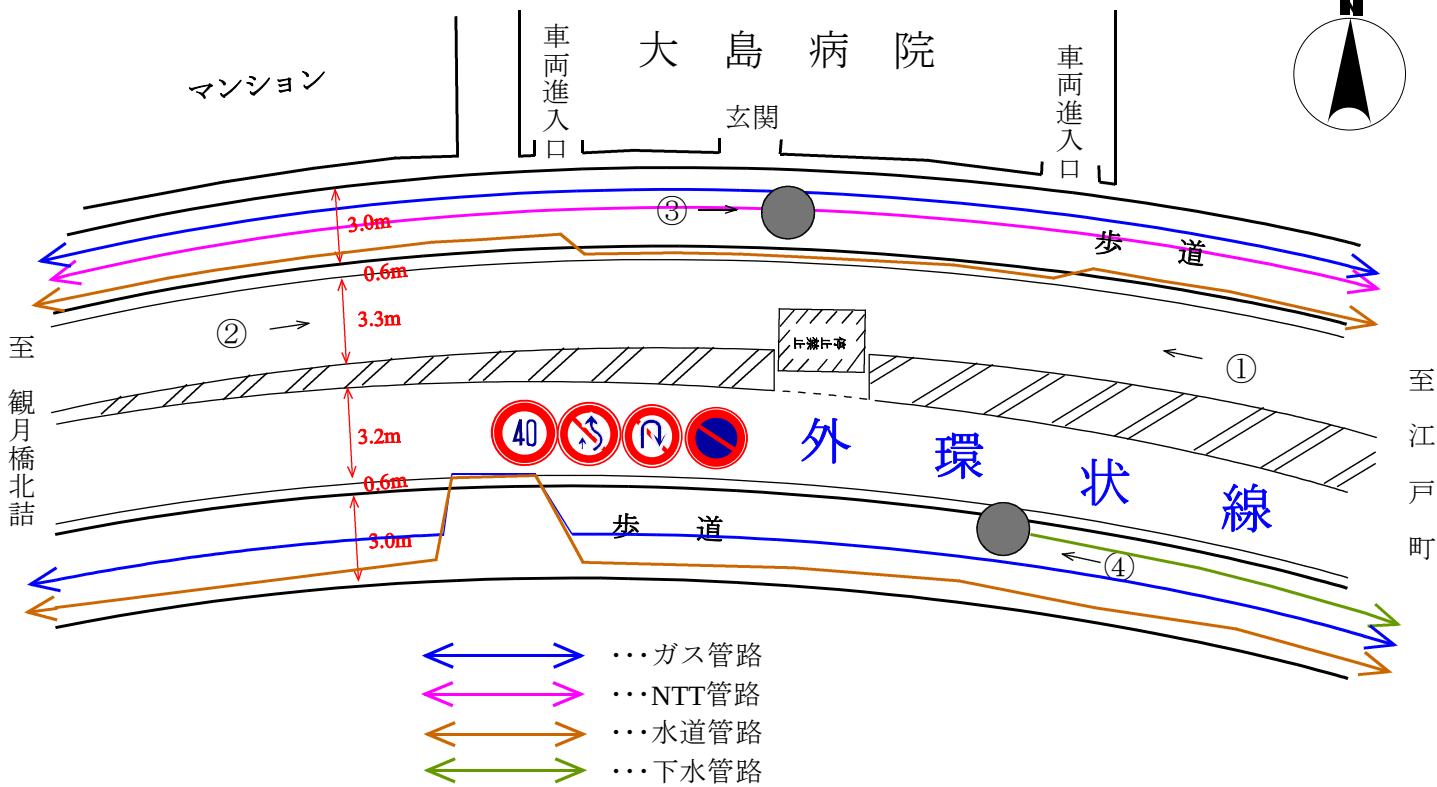
府民公募型整備事業（府民提案型＜既要望＞）

整 理 番 号	4	写 真	
交 通 安 全 施 設	信号機（新設・定周期式）		
所 在 地	南区吉祥院石原京道町6先 中山稻荷線吉祥院西経9号線交差点		
現 在 の 状 況	- 交通規制 交差点図面に記入のとおり - 付近の環境 周辺は住宅と事業所が混在する地域で、西方には葛野大路、北方には久世橋通がある。		
要 望 内 容	提案交差点は交通量が多く、南北に一時停止があるが守られていない。出合頭事故が多いため、信号機の設置を要望。（受付番号10）		
位 置 図			
対 応 案	中山稻荷線は、久世橋通の迂回路として通行する車両が相当数認められるが、提案交差点南西に民家及び駐車場があり、信号機の柱を建柱することが困難であるため、実施しない。		

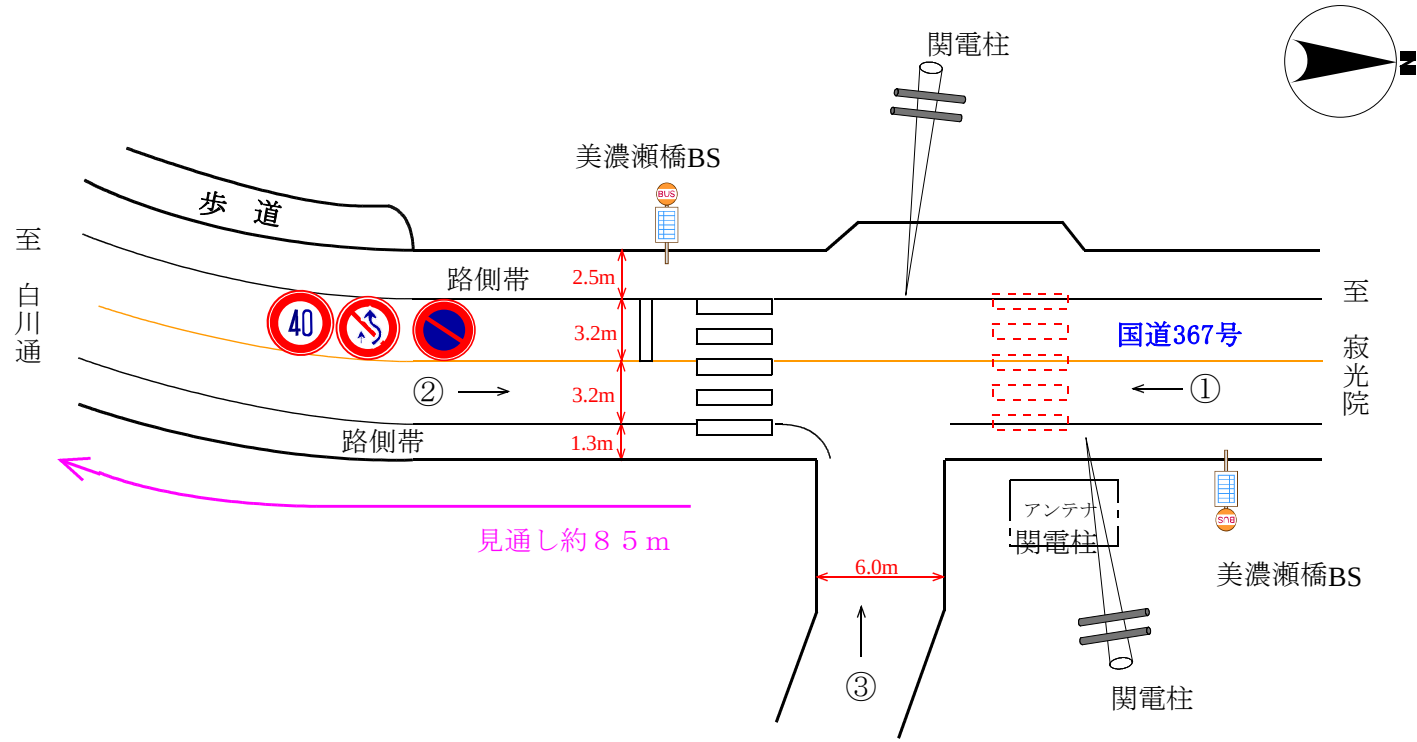
府民公募型整備事業（府民提案型＜既要望＞）

整 理 番 号	5	写 真	
交 通 安 全 施 設	信号機（新設・押ボタン式）		
所 在 地	南区吉祥院池田町9-2先 塔南高校南東角交差点		
現 在 の 状 況	・ 交通規制 交差点図面に記入のとおり ・ 付近の環境 周辺は住宅と事業所が混在する地域で、提案交差点北西角には塔南高校がある。		
要 望 内 容	提案交差点は祥栄小学校の通学路で、学童が東西に横断する際、南北の通行車両が止まらないことがあるため危険である。信号機の設置を要望。（受付番号12）		
位 置 図		交 差 点 図 面 	
対 応 案	提案交差点の交通量から横断するタイミングはあり、見通しも概ね良好であるため、信号機の必要性は低いと判断する。また、隣接信号機との距離が約86mと近接しているため、実施しない。		

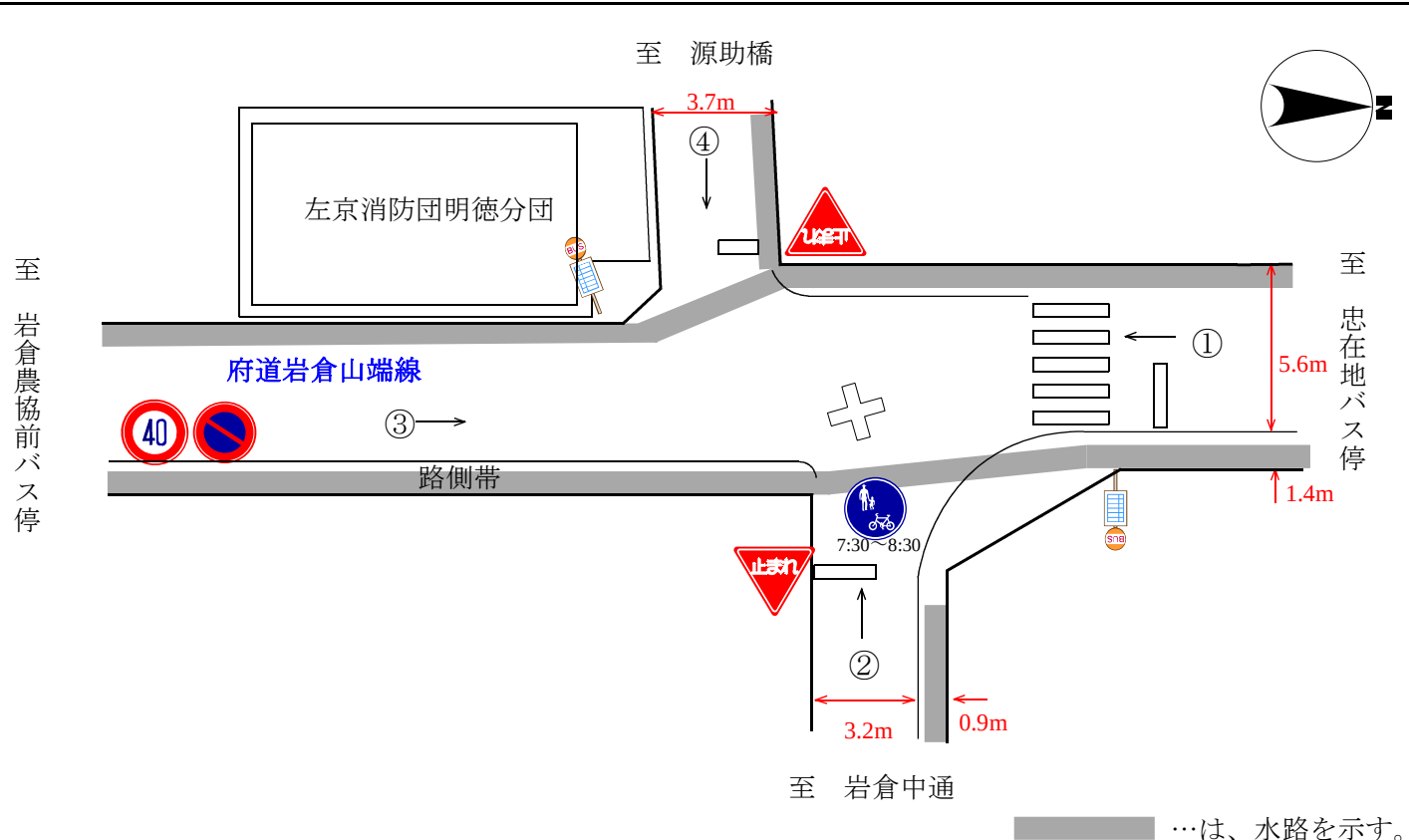
府民公募型整備事業（府民提案型＜既要望＞）

整 理 番 号	6	写 真	
交 通 安 全 施 設	信号機（新設・押ボタン式）		
所 在 地	伏見区桃山町泰長老115番地先 外環状線大島病院前付近		
現 在 の 状 況	- 交通規制 交差点図面に記入のとおり - 付近の環境 周辺は住宅地であり、北方にJR桃山駅、南西には京阪観月橋駅がある。		
要 望 内 容	提案場所周辺では、観月橋北詰から江戸町までの約 500mの区間に信号機がなく高齢者等の横断歩行者が不便で、無理に横断する歩行者が危険である。押ボタン式信号機の設置を要望。（受付番号17）		
位 置 図			
対 応 案	提案場所付近の外環状線の歩道には、上水、下水、ガス及びNTT等の地下埋設物が多数あり、信号機の柱を設置することが困難であるため、実施しない。	交 差 点 図 面 	

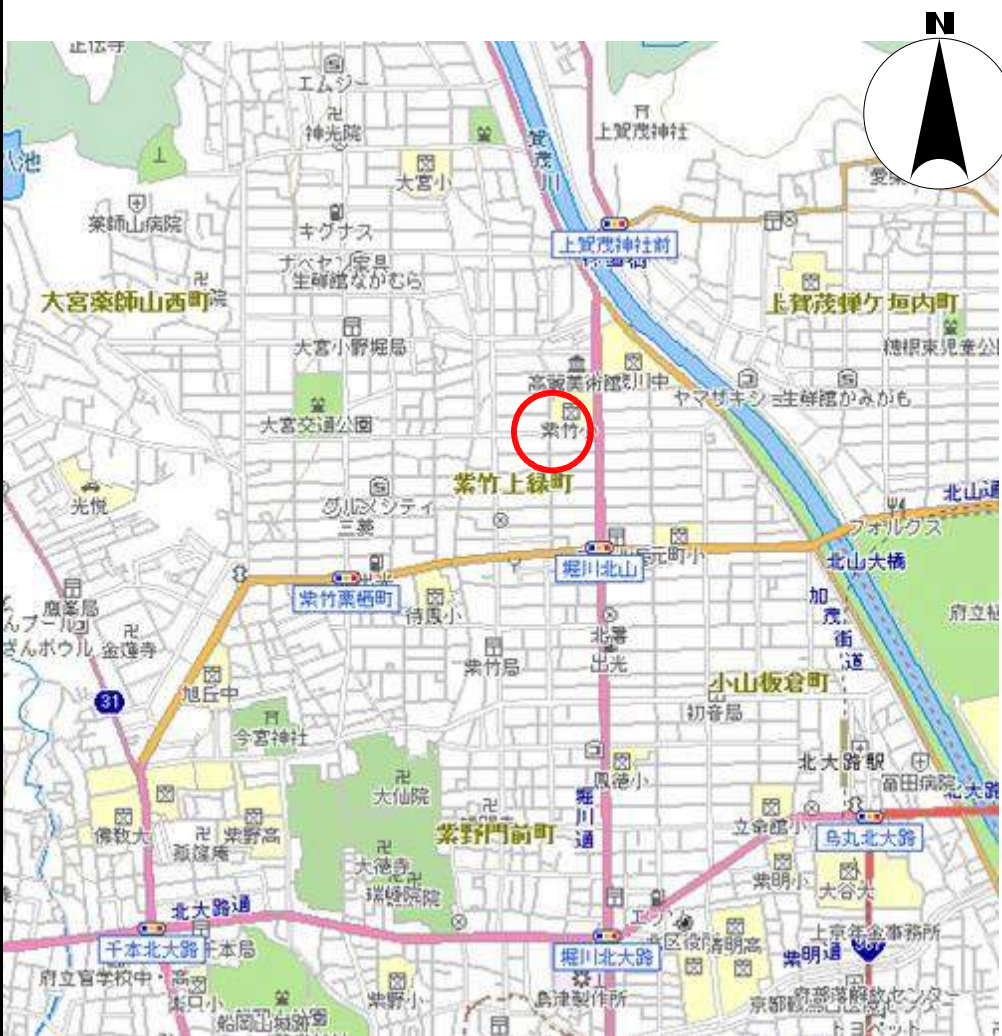
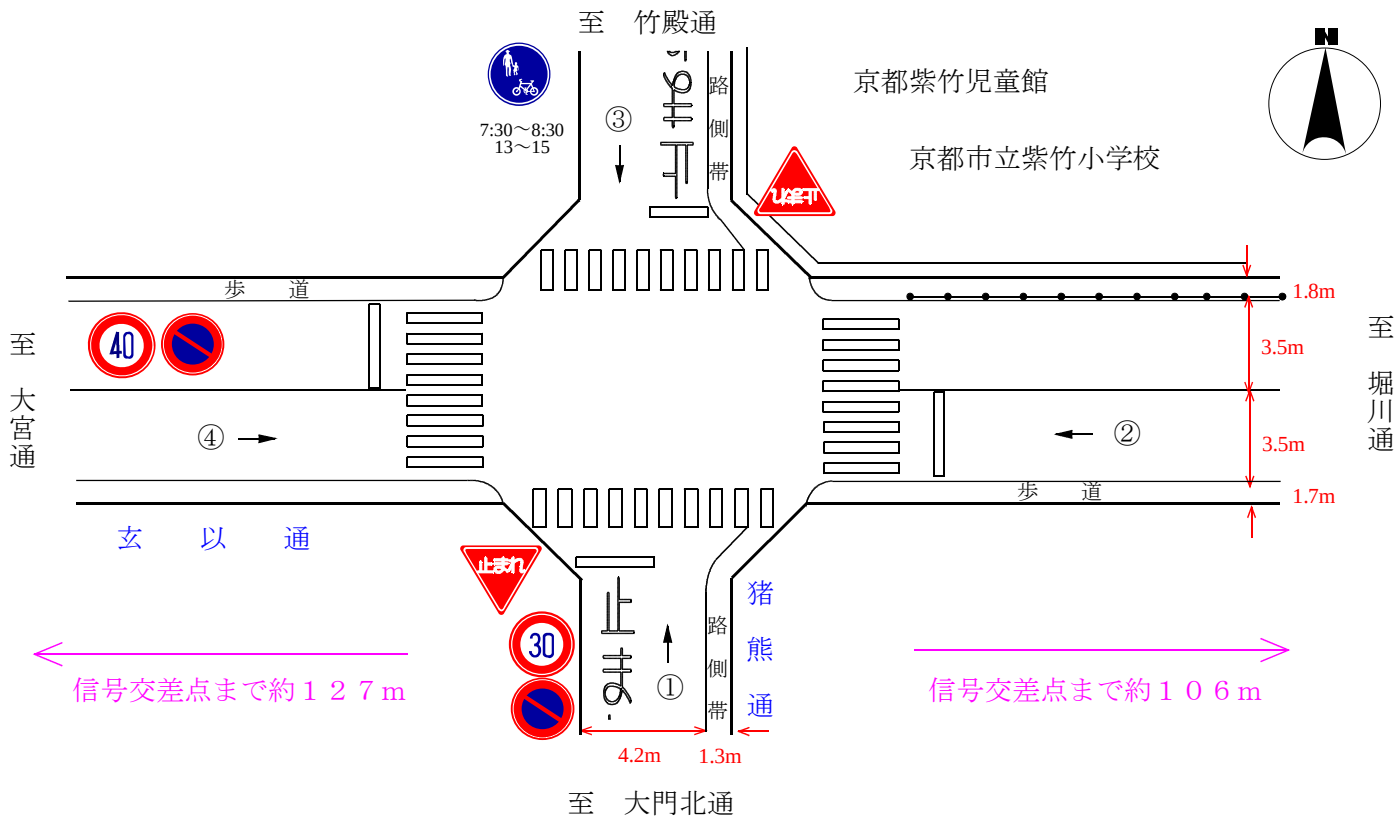
府民公募型整備事業（府民提案型＜既要望＞）

整理番号	7	写真	
交通安全施設	信号機（新設・押ボタン式）	①  ②  ③ 	
所在地	左京区八瀬花尻町48－4先 国道367号美濃瀬橋バス停付近		
現在の状況	- 交通規制 交差点図面に記入のとおり - 付近の環境 周辺は山間部に民家、事業所が点在する地域で、北西には大原記念病院がある。		
要望内容	提案場所は、交通量が多く、道路がカーブしており見通しも悪い。バス停利用者がなかなか横断できない。横断歩道を北へ移設して関電柱を利用し、押ボタン式信号機の設置を要望。（受付番号18）	交差点図面	
位置図			
対応案	提案箇所の交通量から横断するタイミングはあり、見通しも概ね良好（約85m）であるため、信号機の必要性は低いと判断するため、実施しない。		

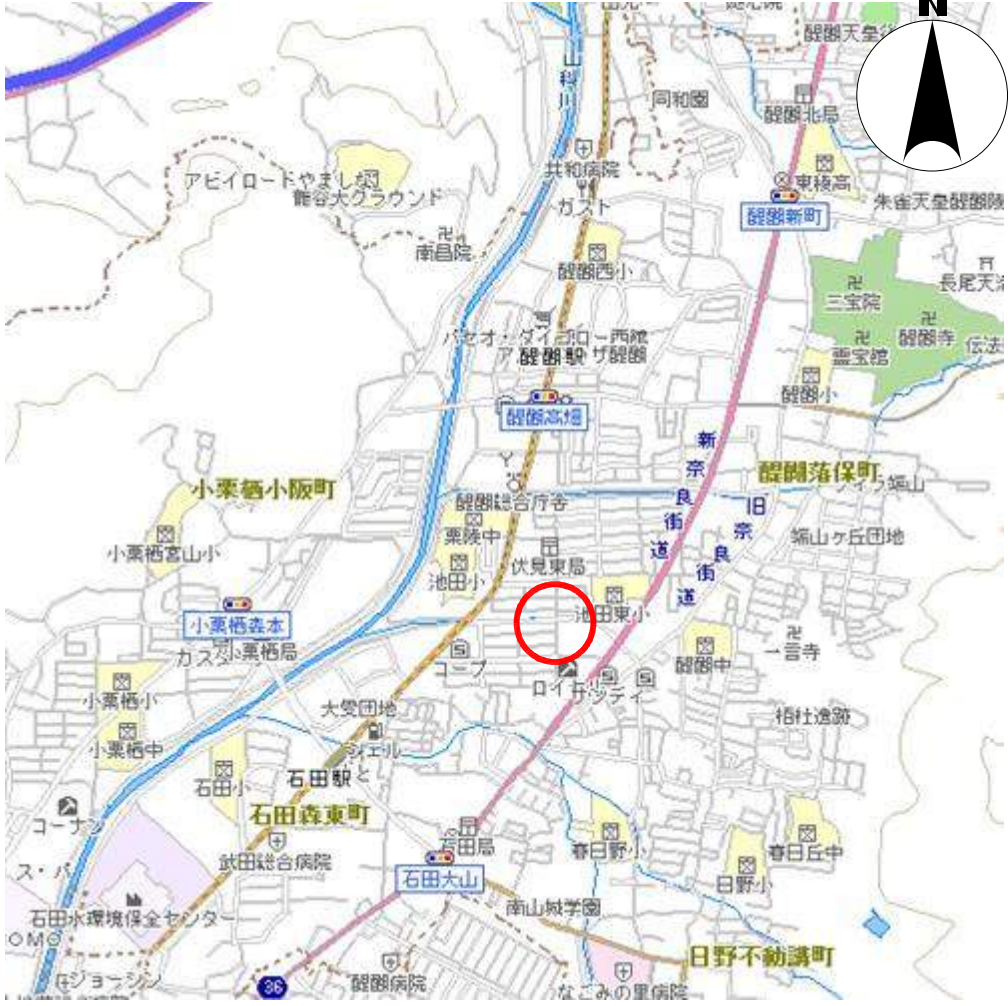
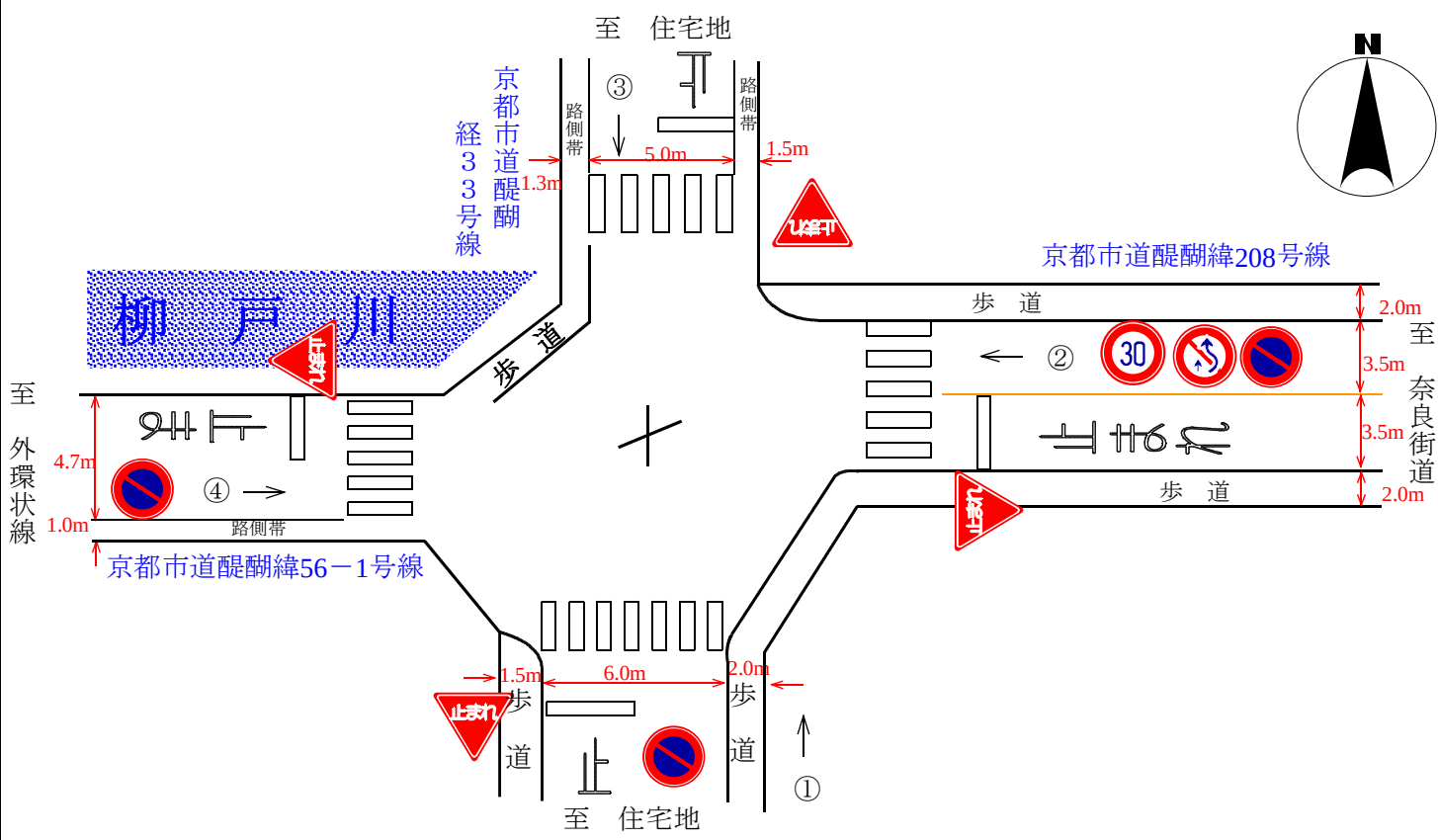
府民公募型整備事業（府民提案型＜既要望＞）

整 理 番 号	8	写 真	
交 通 安 全 施 設	信号機（新設・押ボタン式）		
所 在 地	左京区岩倉忠在地町150－4先 府道岩倉山端線西河原町バス停付近		
現 在 の 状 況	・ 交通規制 交差点図面に記入のとおり ・ 付近の環境 周辺は住宅地であり、南東には明德小学校がある。		
要 望 内 容	提案場所は、通学路であり交通量が多く、出勤時間帯は車両がスピードを出して危険である。押ボタン式信号機の設置を要望。 (受付番号24)		
位 置 図		①  ②  ③  ④ 	
対 応 案	提案箇所の交通量から横断するタイミングはあり、信号機の必要性は低いと判断する。また、府道の路肩が水路（暗渠）であり、信号機の柱を設置することが困難であるため、実施しない。	交 差 点 図 面  至 源助橋 3.7m 左京消防団明德分団 府道岩倉山端線 路側帯 至 岩倉農協前バス停 至 忠在地バス停 5.6m 至 岩倉中通 3.2m 0.9m 7:30~8:30 止まれ …は、水路を示す。	

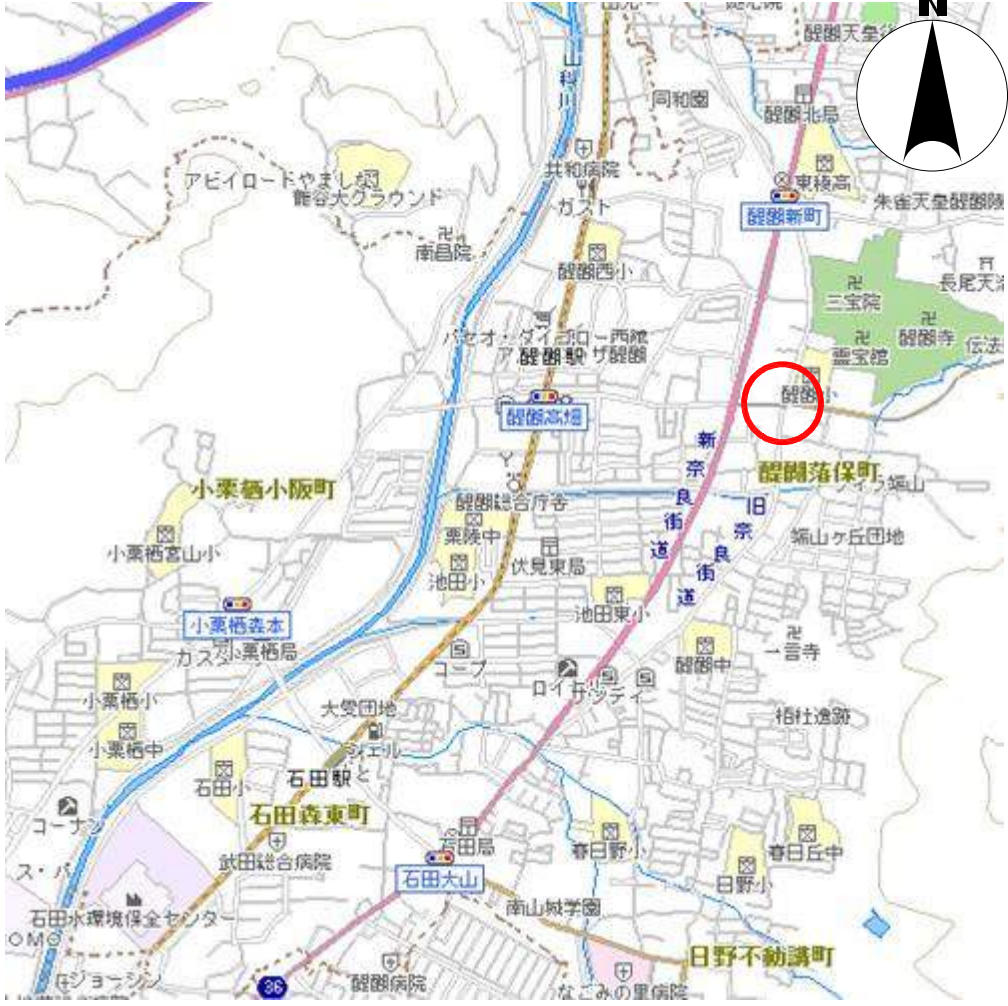
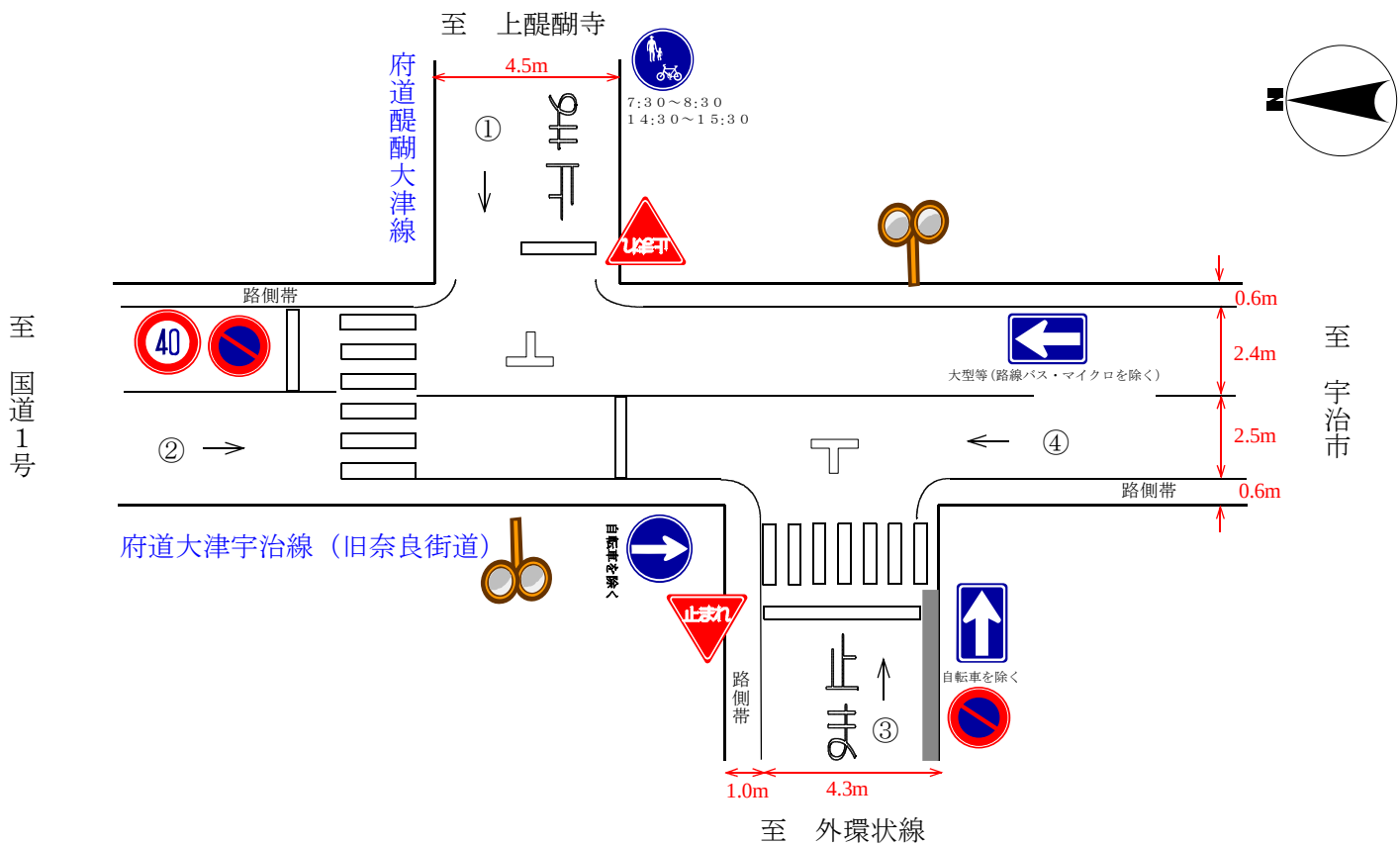
府民公募型整備事業（府民提案型＜既要望＞）

整 理 番 号	9	写 真	
交 通 安 全 施 設	信号機（新設・定周期式）		
所 在 地	北区紫竹下園生（しもそのう）町26番地先 玄以通猪熊交差点（京都市紫竹児童館前）		
現 在 の 状 況	・ 交通規制 交差点図面に記入のとおり ・ 付近の環境 周辺は住宅地であり、交差点北東角に京都 紫竹児童館、京都市立紫竹小学校がある		
要 望 内 容	玄以通は、バスも通行する交通量の多い道路で、提案交差点では小学生や中学生が横断する。また、高齢者が利用する児童館もある。猪熊通は歩行者用道路であるが機能しておらず、玄以通りからの右左折車両もある。信号機の設置を要望。（受付番号30）		
位 置 図		交 差 点 図 面	
対 応 案	提案交差点の猪熊通は、車両が安全に離合することができる幅員を有しておらず、また、隣接信号交差点からの距離が近接しているため、実施しない。		

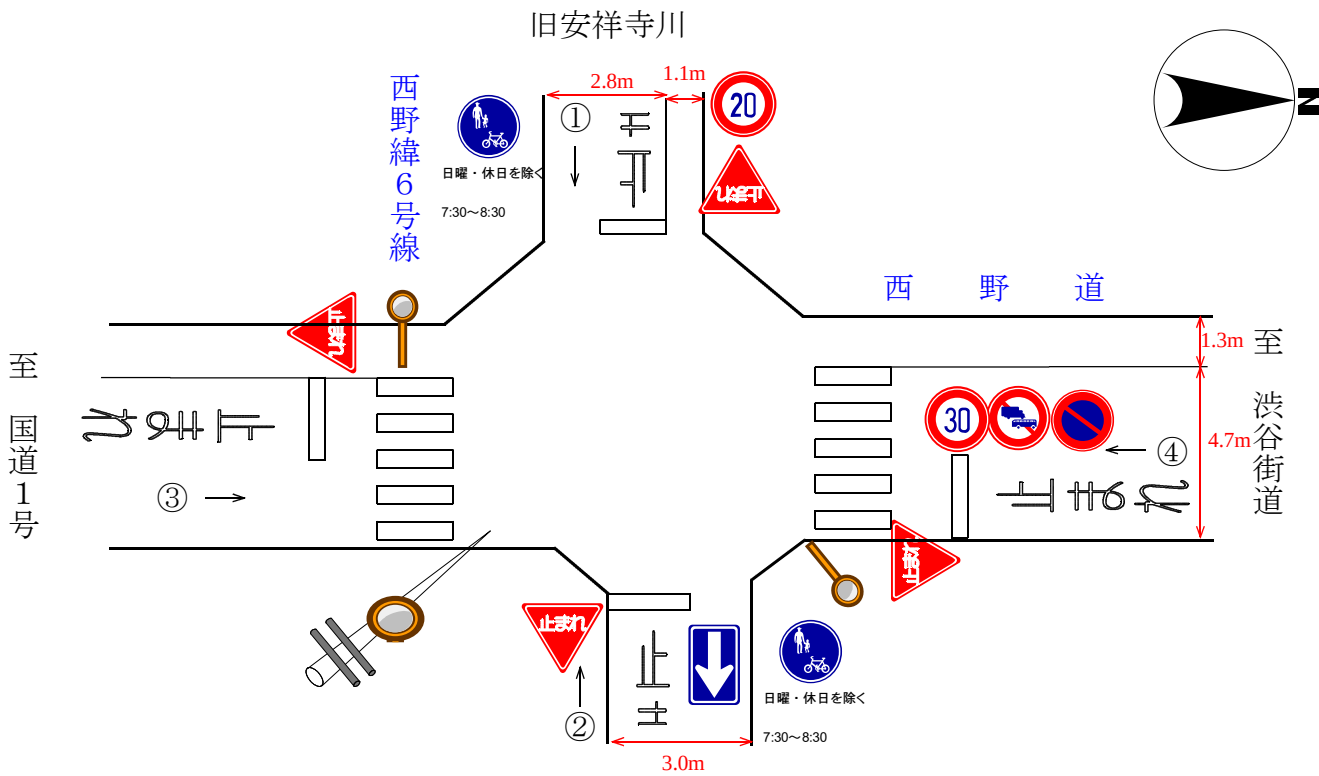
府民公募型整備事業（府民提案型＜既要望＞）

整 理 番 号	1 0	写 真	
交 通 安 全 施 設	信号機（新設・一灯点滅式）		
所 在 地	伏見区醍醐多近田（たこんだ）町9番地先 醍醐緯208号線・醍醐経33号線交差点		
現 在 の 状 況	- 交通規制 交差点図面に記入のとおり - 付近の環境 周辺は住宅地であり、北東には京都市立池田小学校がある。		
要 望 内 容	提案交差点は、通学路であるが奈良街道から外環状線への抜け道として利用されており交通量が多い。大型銭湯跡地が宅地開発され子供も急増している。フェンスで見通しも悪く危険である。一灯点滅式信号機の設置を要望。（受付番号48）		
位 置 図		①  ②  ③  ④ 	
		交 差 点 図 面	
			
対 応 案	一灯点滅式信号機は、交差点における出合頭事故等を防止するため整備する信号機であるが、クランク状の交差点では設置できないため、実施しない。		

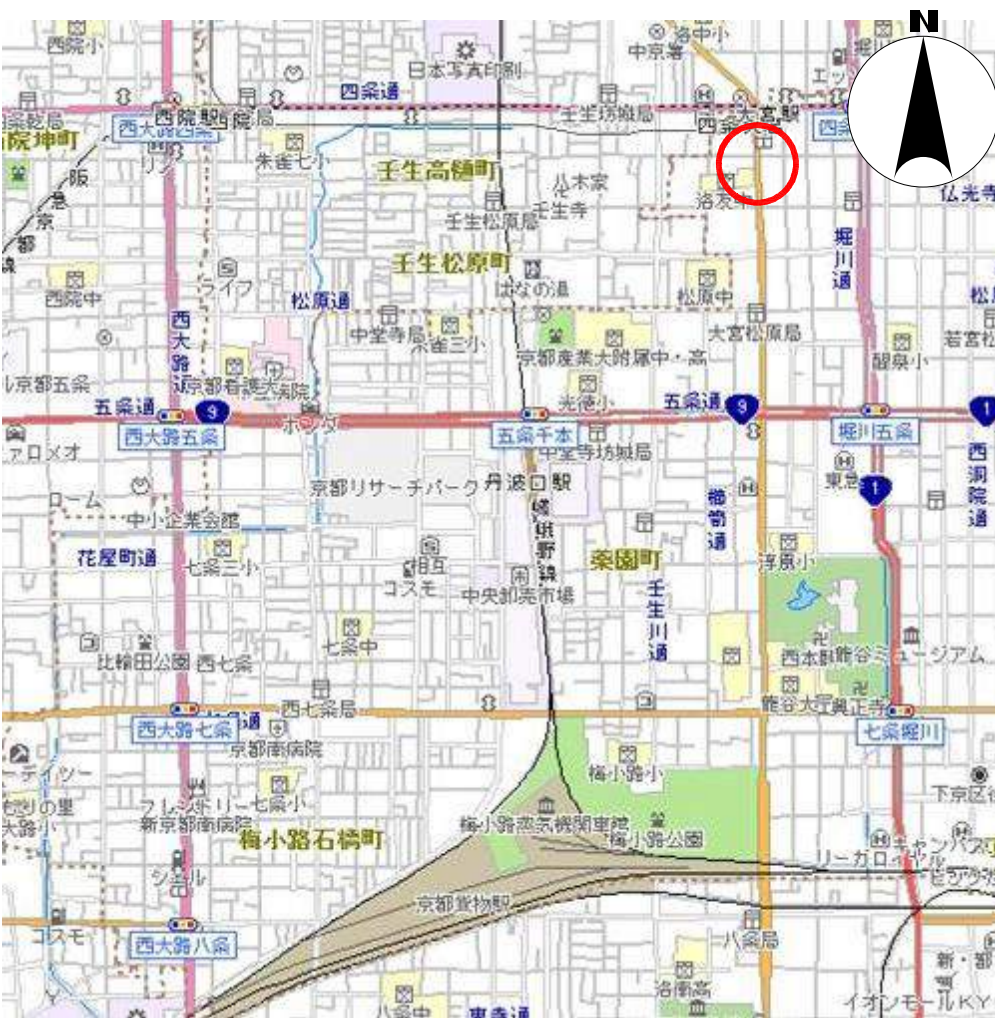
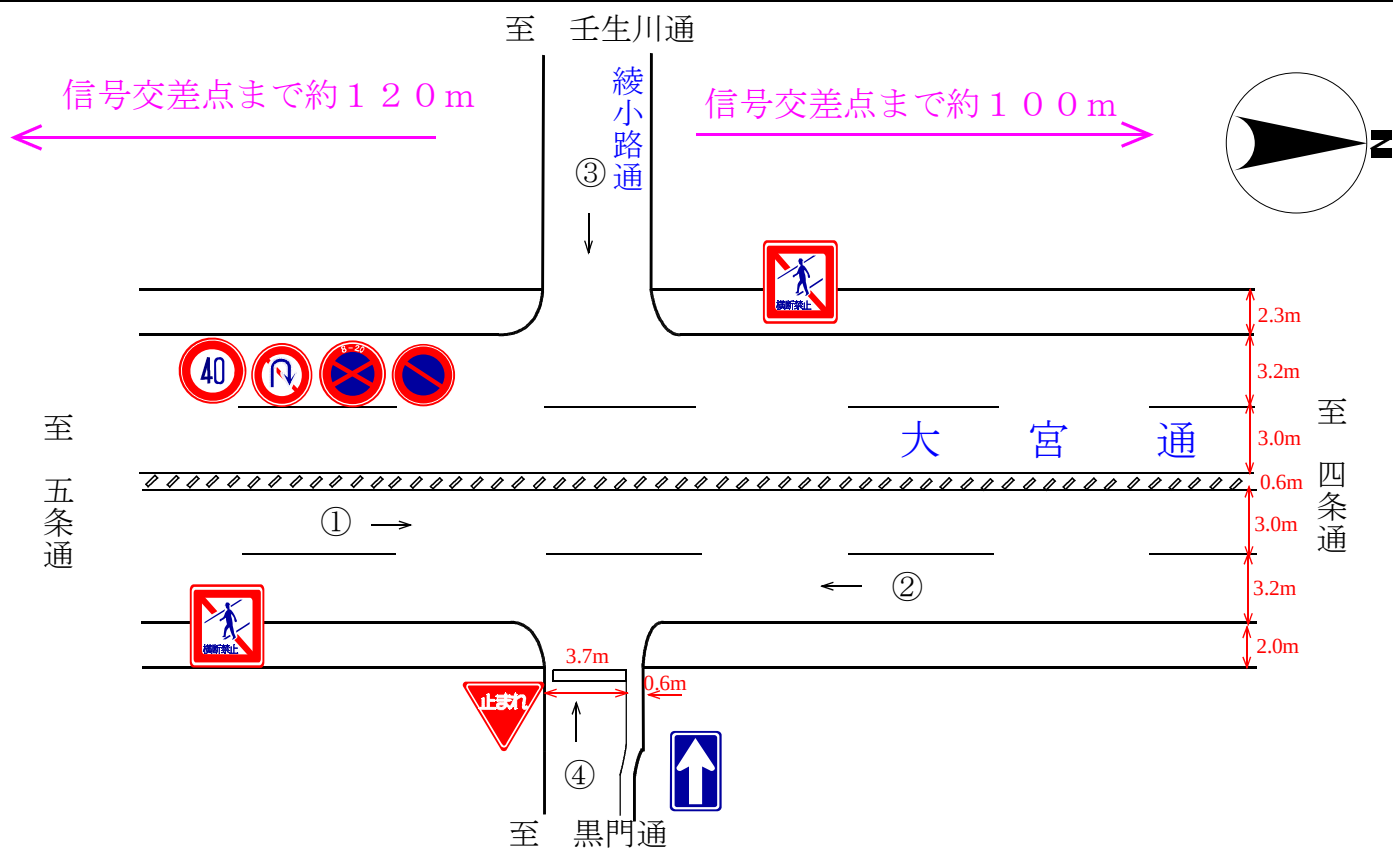
府民公募型整備事業（府民提案型＜既要望＞）

整 理 番 号	1 1	写 真	
交 通 安 全 施 設	信号機（新設・一灯点滅式）		
所 在 地	伏見区醍醐西大路町68番地3先 大津宇治線醍醐大津線交差点		
現 在 の 状 況	・ 交通規制 交差点図面に記入のとおり ・ 付近の環境 周辺は住宅地であり、北東に醍醐小学校や醍醐寺がある		
要 望 内 容	提案十字路交差点は、観光客などの歩行者や抜け道として利用する車両の通行が多い。交差点がクランクで見通しも悪い。一灯点滅式信号機の設置を要望。（受付番号49）		
位 置 図		①  ②  ③  ④  交 差 点 図 面 	
対 応 案	一灯点滅式信号機は、出合頭事故等を防止するために整備する信号機であるが、クランク状の交差点では設置できないため、実施しない。		

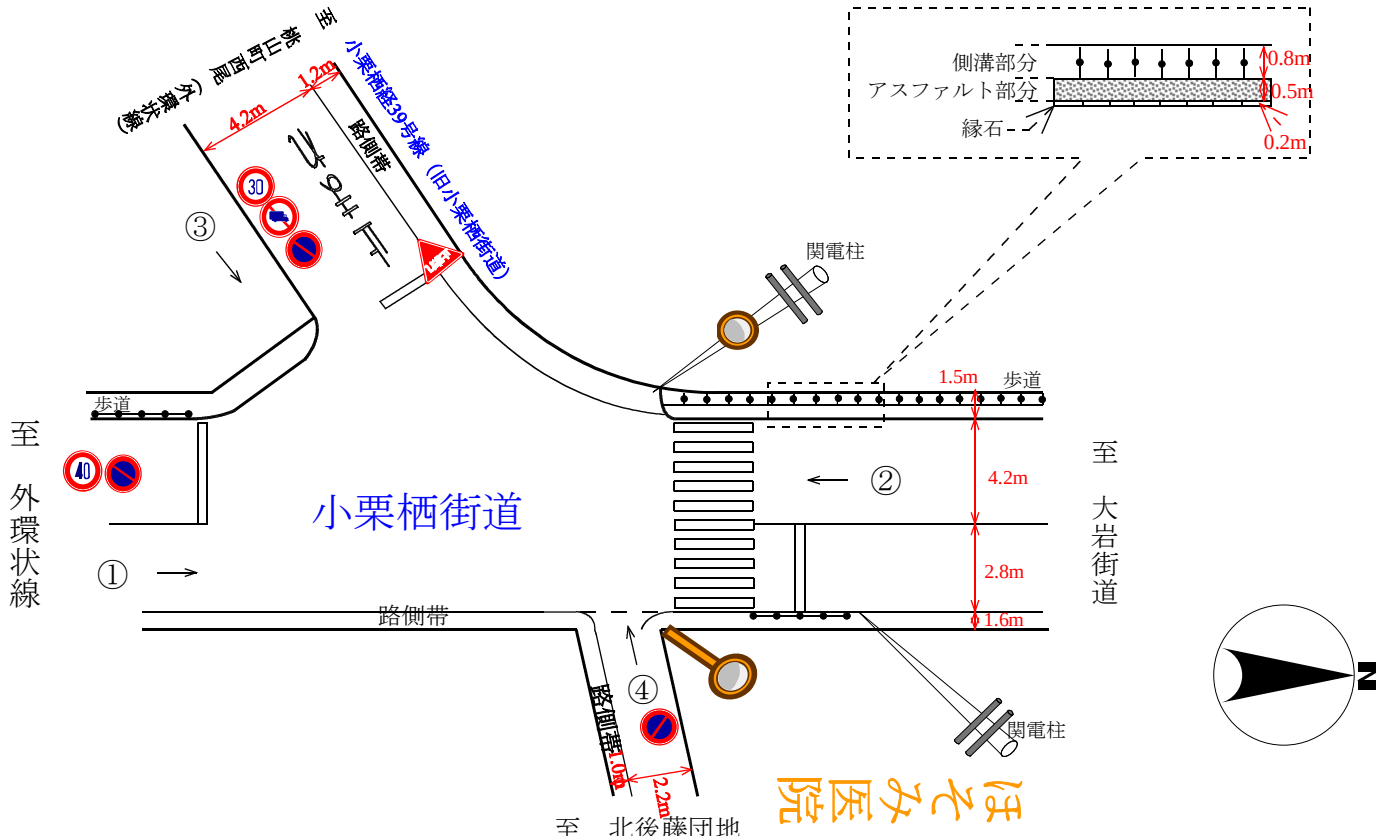
府民公募型整備事業（府民提案型＜既要望＞）

整 理 番 号	1 2	写 真	
交 通 安 全 施 設	信号機（新設・一灯点滅式）		
所 在 地	山科区西野様子見町56番地先 西野道西野緯 6 号線交差点		
現 在 の 状 況	・ 交通規制 交差点図面に記入のとおり ・ 付近の環境 周辺は住宅地密集地であり、南西に西野小学校がある		
要 望 内 容	提案十字路交差点は、三条通等の抜け道として利用されており、通学時間帯に一時停止しない車両があり危険。関電柱を利用し、一灯点滅式信号機の設置を要望。（受付番号118）		
位 置 図		交 差 点 図 面 	
対 応 案	提案交差点は、現在、4方向全て一時停止規制があり、一灯点滅式信号機を設置した場合、提案者の危険と感じる西野道を通行する車両は黄色の点滅で停止しないため、実施しない。		

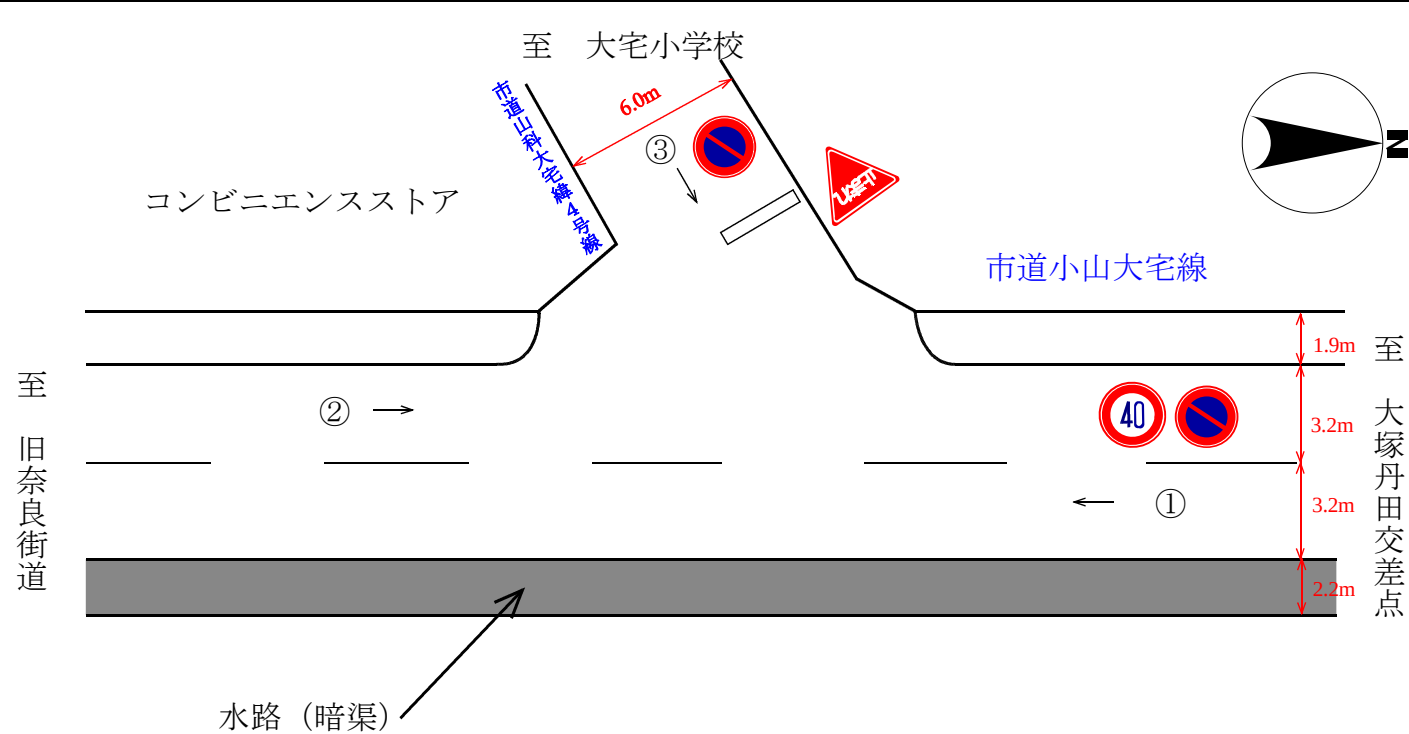
府民公募型整備事業（府民提案型＜既要望＞）

整 理 番 号	1 3	写 真
交 通 安 全 施 設	信号機（新設・押ボタン式）	①  ②  ③  ④ 
所 在 地	下京区四条大宮町27番地 6 先 大宮通綾小路交差点	
現 在 の 状 況	- 交通規制 交差点図面に記入のとおり - 付近の環境 周辺は住宅と商店等が混在する京都の中心部であり、北方に四条大宮交差点、南方に洛友中学校がある。	
要 望 内 容	提案交差点は、通学路ではないが、横断歩行者が多く危険である。信号機の設置を要望。（受付番号156）	
位 置 図		交 差 点 図 面 
対 応 案	提案交差点は、近接した位置に信号機のある交差点があり、歩行者等は、これを利用することで安全に横断することができるため、実施しない。	

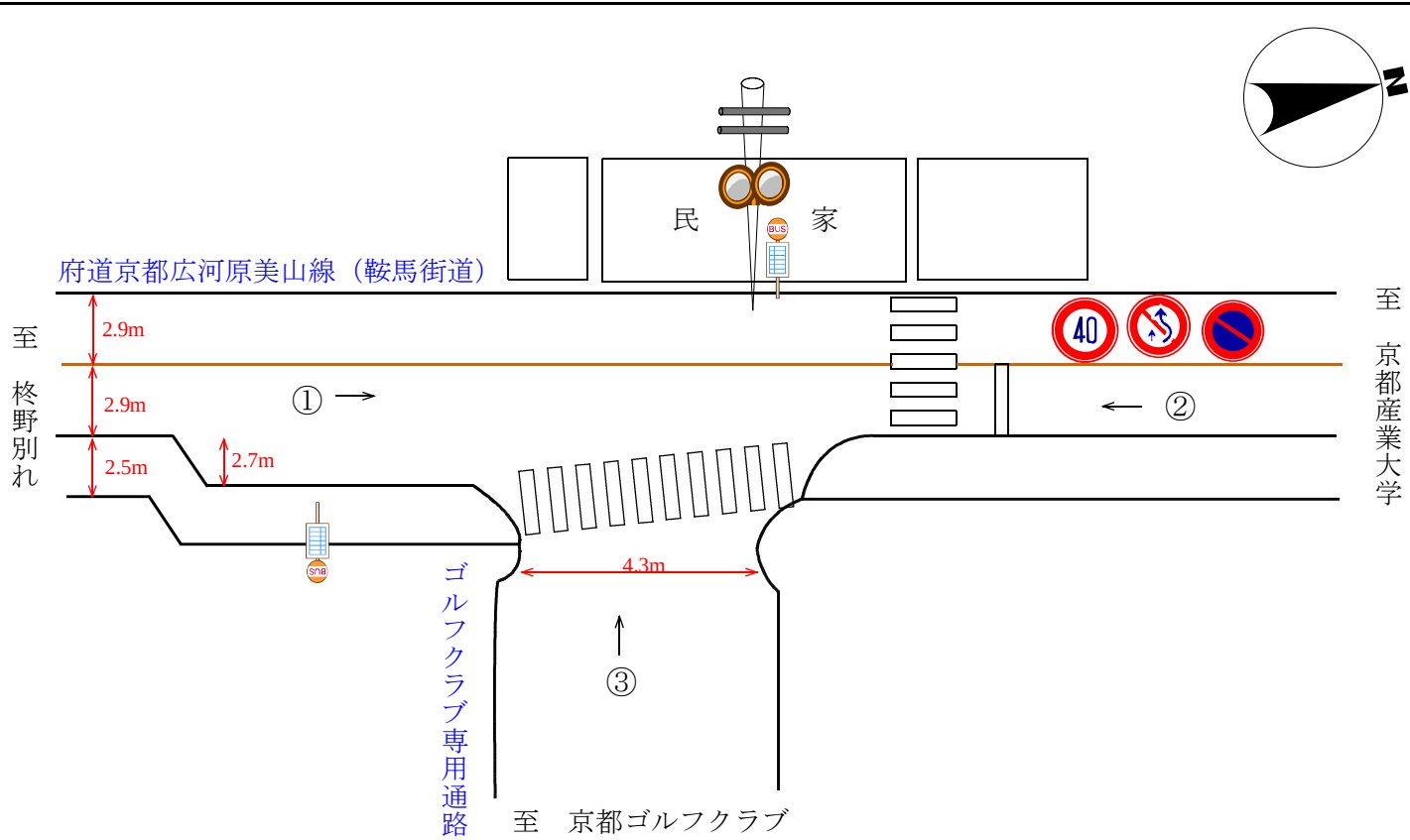
府民公募型整備事業（府民提案型＜既要望＞）

整 理 番 号	1 4	写 真	
交 通 安 全 施 設	信号機（新設・押ボタン式）	①  ② 	
所 在 地	伏見区小栗栖小阪町17番地 1 先 小栗栖街道小栗栖経39号線（旧道）交差点	③  ④ 	
現 在 の 状 況	- 交通規制 交差点図面に記入のとおり - 付近の環境 周辺は住宅地であり、西方には小栗栖宮山小学校がある。		
要 望 内 容	提案交差点は、交通量が多く、交差点が変則なため自転車や歩行者が横断することが困難。信号機の設置を要望。（受付番号160）		
位 置 図		交 差 点 図 面 	
対 応 案	提案交差点の歩道は狭く、水路等の地下埋設物があり信号機の柱を設置することが困難なため、実施しない。		

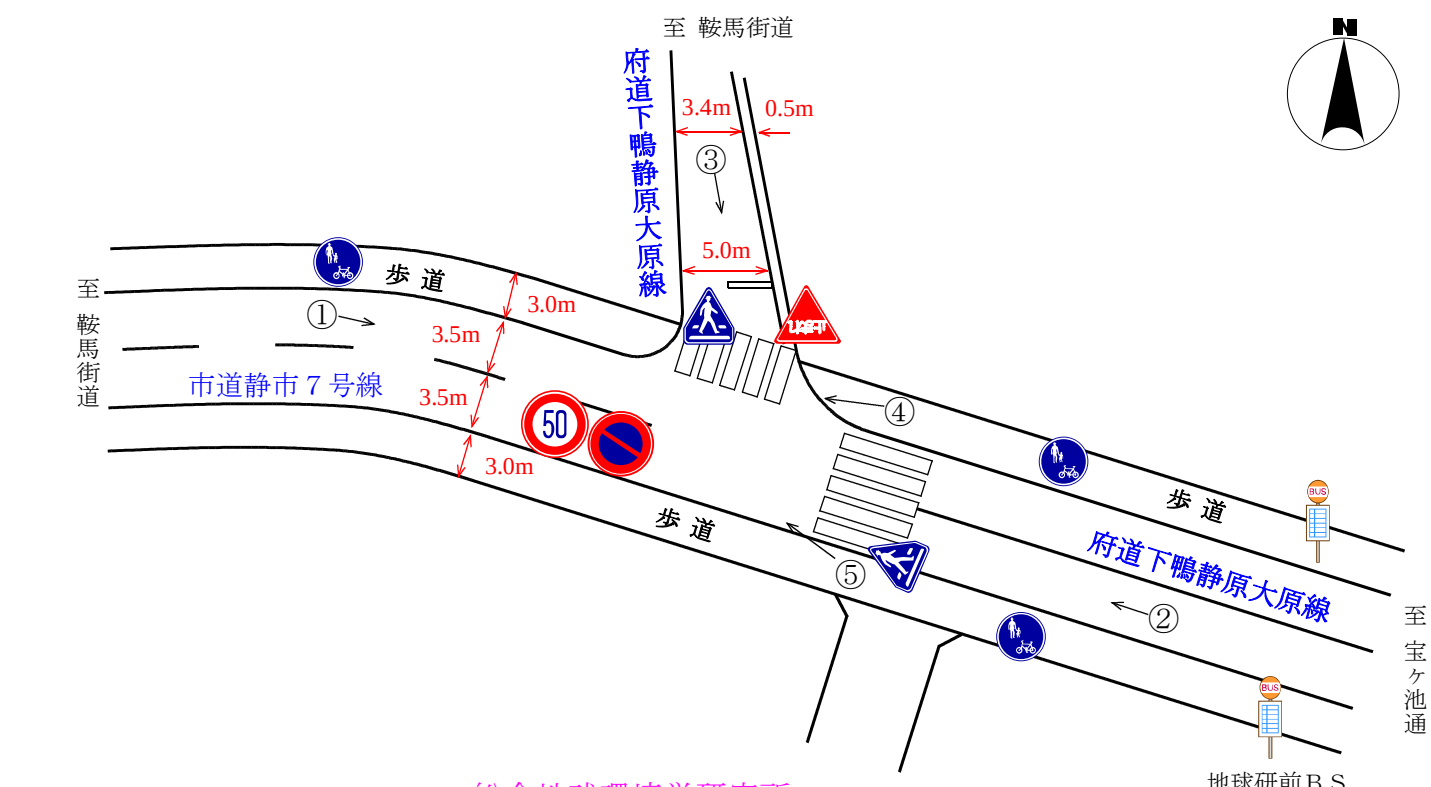
府民公募型整備事業（府民提案型＜既要望＞）

整 理 番 号	1 5	写 真
交 通 安 全 施 設	信号機（新設・押ボタン式）	①
所 在 地	山科区大宅御所田町14番地 1 先 小山大宅線山科大宅緯 4 号線交差点	②
現 在 の 状 況	・ 交通規制 交差点図面に記入のとおり ・ 付近の環境 周辺は住宅地であり、南方には京都橘大学、西方には大宅小学校がある。	③
要 望 内 容	提案交差点は、南方にある信号機から離れており、小学校等の主要施設は、北方にある。多くの住民は、提案交差点を横断しており、危険。信号機の設置を要望。（受付番号161）	
位 置 図		交 差 点 図 面  至 大宅小学校 6.0m ③ コンビニエンスストア 市道小山大宅線 1.9m 3.2m 3.2m 2.2m 至 大塚丹田交差点 ② → ← ① 水路（暗渠）
対 応 案	提案交差点西側の歩道はその全てが水路（暗渠）となっており、信号機の柱を設置することが困難なため、実施しない。	

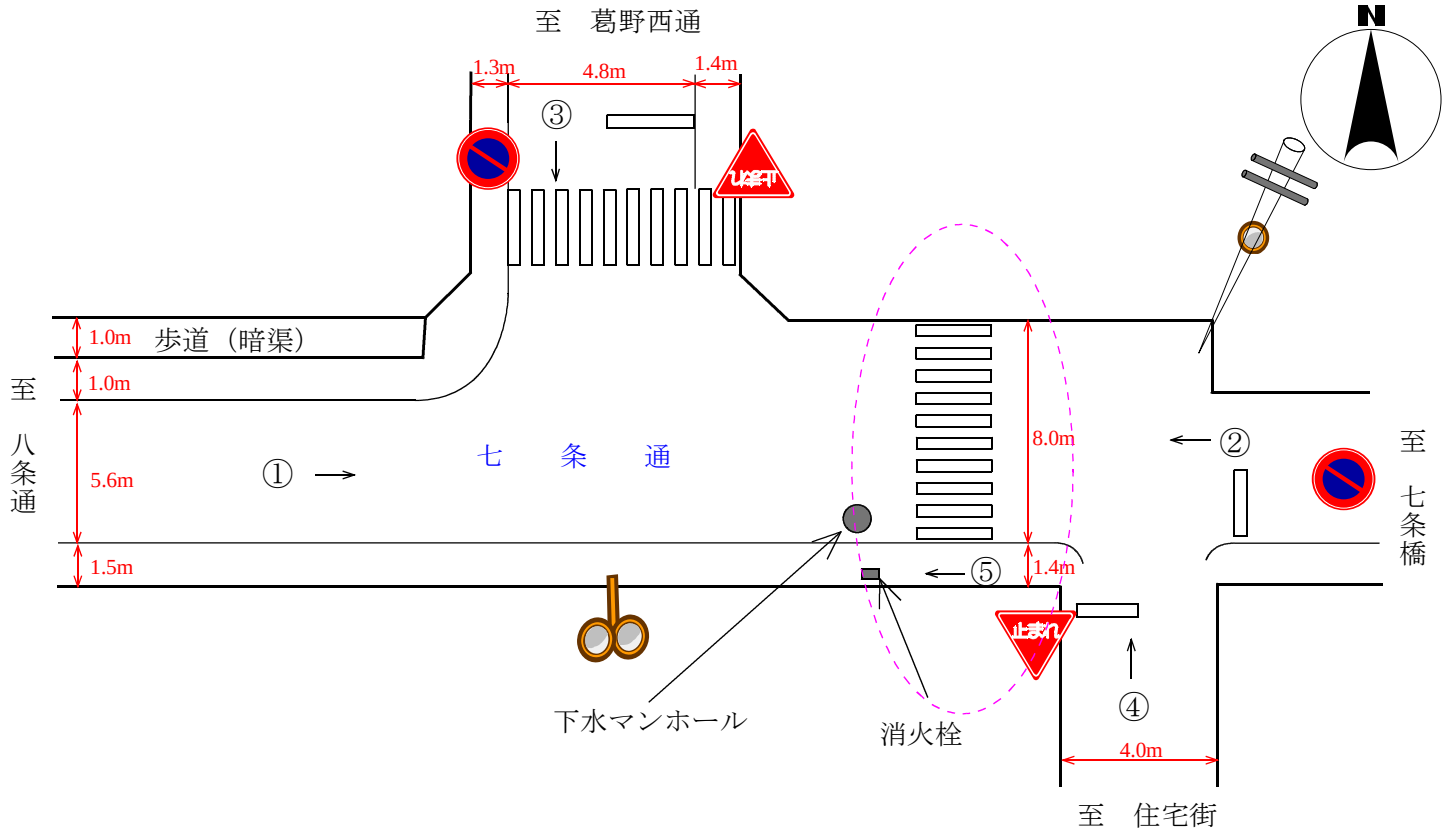
府民公募型整備事業（府民提案型＜既要望＞）

整 理 番 号	1 6	写 真	
交 通 安 全 施 設	信号機（新設・押ボタン式）		
所 在 地	北区上賀茂坂口町12-16先 京都広河原美山線京都ゴルフクラブ専用通路交差点		
現 在 の 状 況	・ 交通規制 交差点図面に記入のとおり ・ 付近の環境 周辺は住宅と農耕地が混在する地域であり、北東には京都産業大学、南方には上賀茂神社がある。	① ② ③	
要 望 内 容	鞍馬街道は、京都産業大学の発展や付近の人口増加により、交通量が増加している。通学路でもあり危険である。ゴルフ場入口の対策として、信号機の設置を要望（受付番号269）		
位 置 図		交 差 点 図 面 	
対 応 案	提案交差点は、西側に民家が連続していることや側溝等があり、信号機の柱を設置することは困難である。また、交差点にバス停があり、信号制御に支障があるため、実施しない。		

府民公募型整備事業（府民提案型＜既要望＞）

整 理 番 号	1 7	写 真	
交 通 安 全 施 設	信号機（新設・押ボタン式）	①②③	
所 在 地	左京区静市市原町910番地101先 下鴨静原大原線静市7号線交差点	④⑤	
現 在 の 状 況	- 交通規制 交差点図面に記入のとおり - 付近の環境 周辺は旧来からの住宅、新興住宅が混在し、東方には精華大学、北稜高校があり、南西方向には京都産業大学がある。		
要 望 内 容	カーブ付近にある三叉路で、見通しも悪い。通行する車両の速度も速いことから、歩行者が安全に横断できるよう、信号機の設置を要望（受付番号277）		
位 置 図		交 差 点 図 面	
対 応 案	提案交差点は、交通量から横断するタイミングはあり、見通しも概ね良好であることから、信号機の必要性は低いと判断するため、実施しない。		

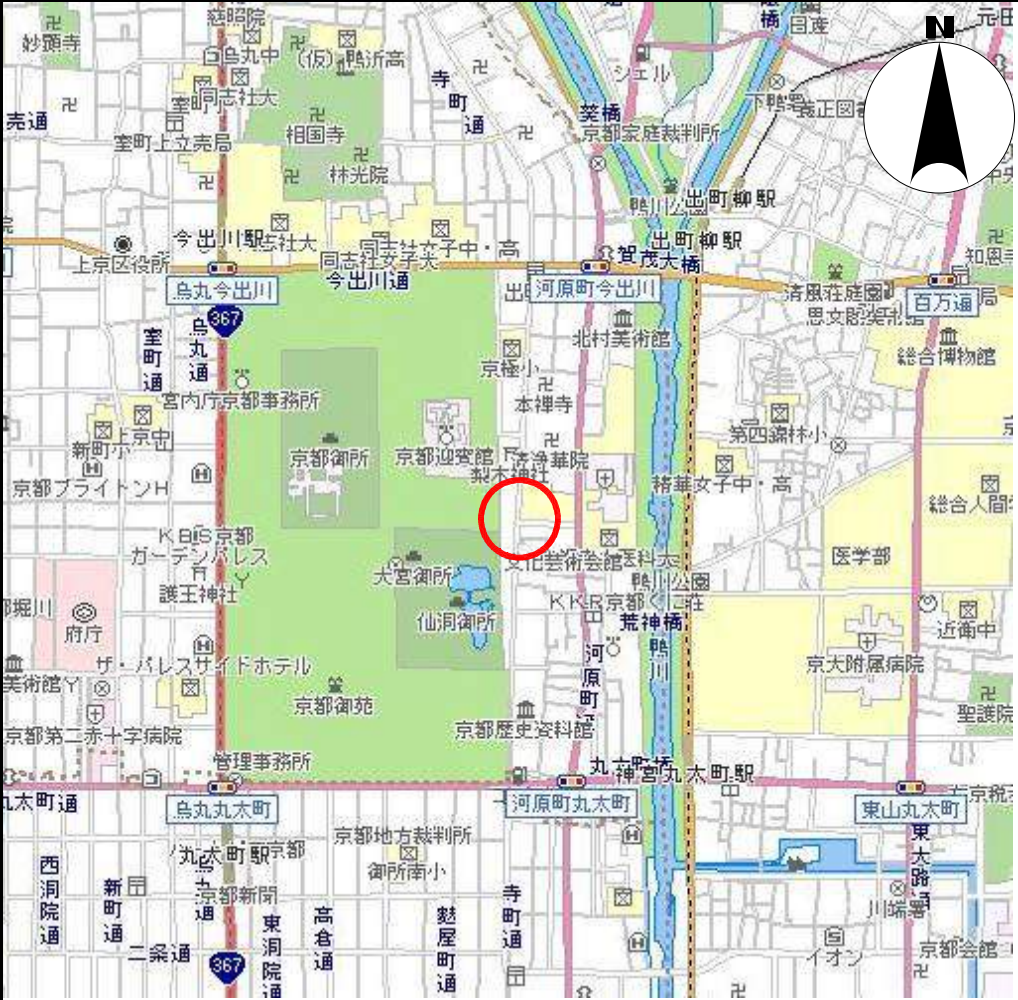
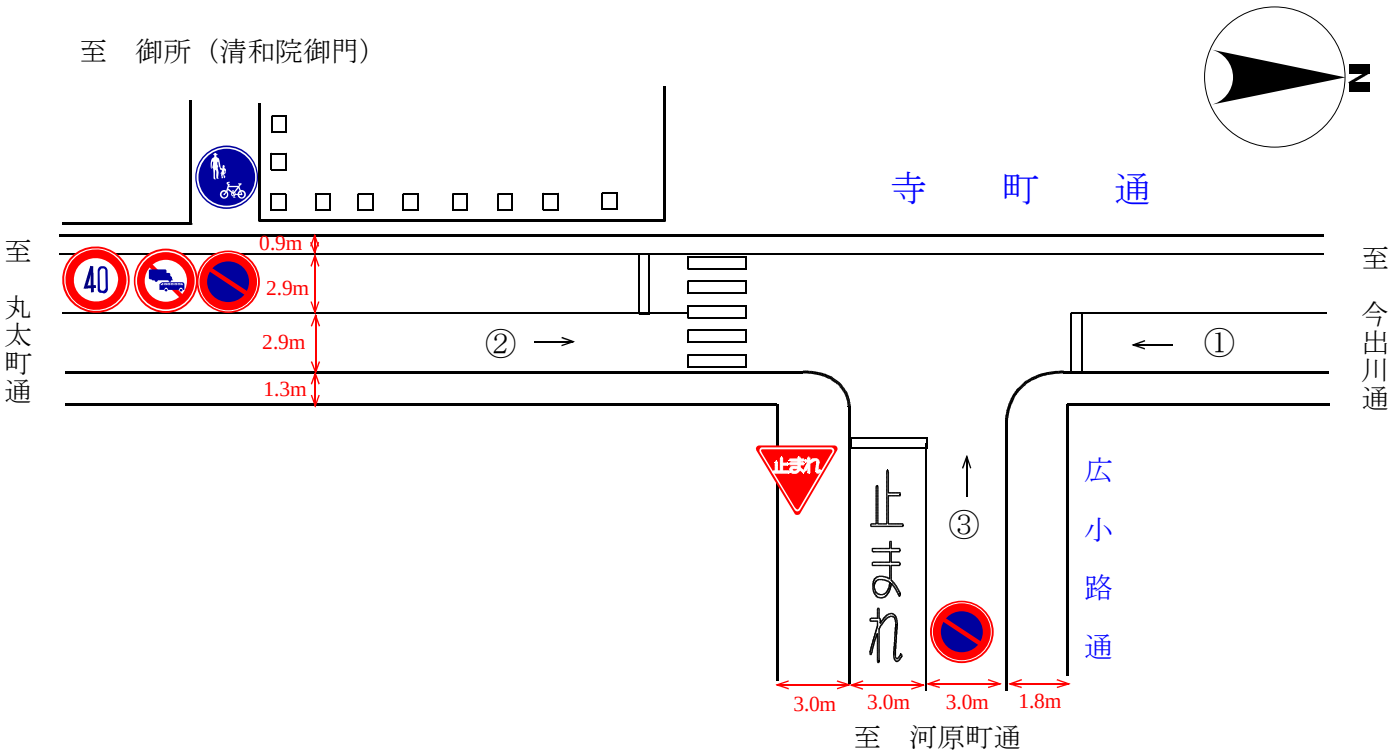
府民公募型整備事業（府民提案型＜既要望＞）

整 理 番 号	1 8	写 真	
交 通 安 全 施 設	信号機（新設・押ボタン式）	① ② ③	
所 在 地	右京区西京極徳大寺団子田町23番地 4 先 七条通七条橋西方交差点		
現 在 の 状 況	・ 交通規制 交差点図面に記入のとおり ・ 付近の環境 周辺は住宅密集地であり、北北東には阪急西京極駅がある。		
要 望 内 容	提案交差点は、交通量が多く、通学時間帯での横断誘導を行っているが、車両が停止してくれない。以前要望した場所の東方の広い場所に信号機の設置を要望（受付番号315）	④ ⑤	
位 置 図		交 差 点 図 面	
対 応 案	提案交差点の南側には、上水及び下水道等の地下埋設物が多数あり、信号機の柱を設置することが困難なため、実施しない。		

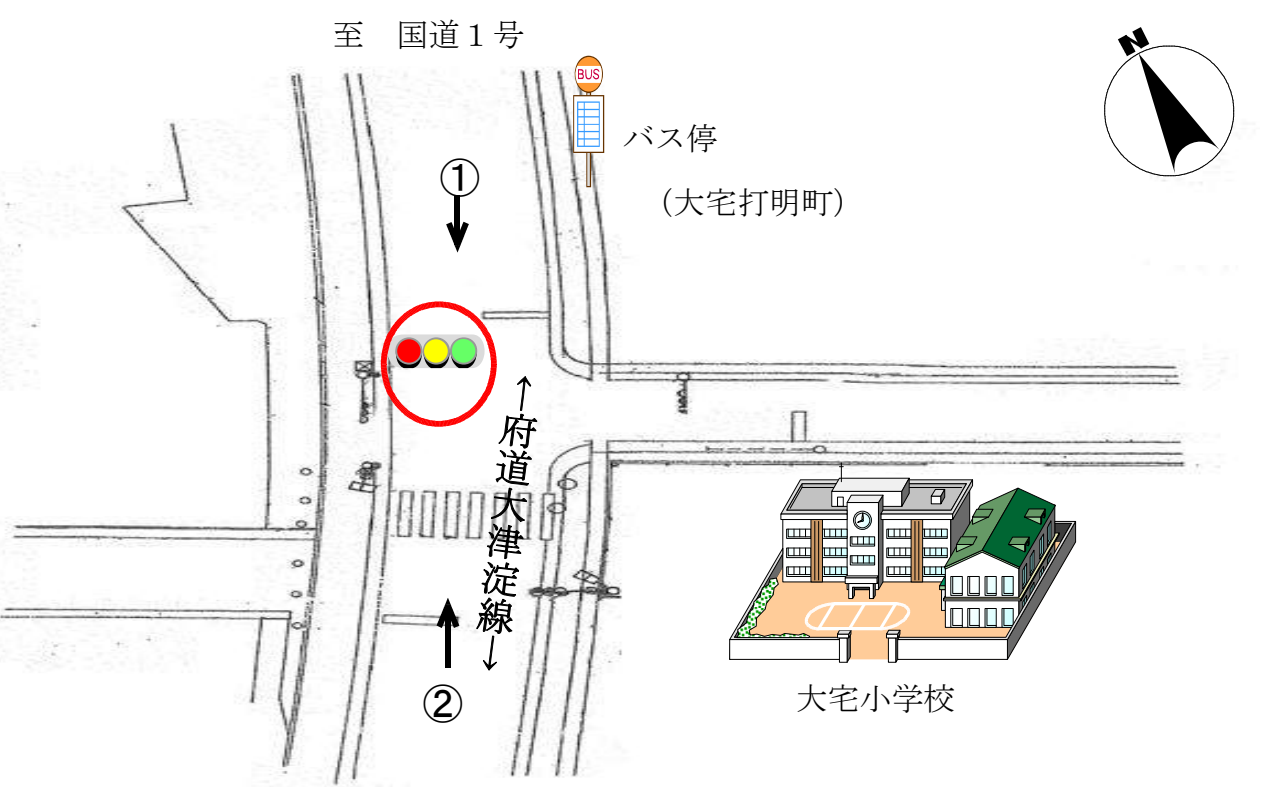
府民公募型整備事業（府民提案型＜既要望＞）

整理番号	19	写真	
交通安全施設	信号機（新設・定周期式）		
所在地	右京区西京極前田町4番地5先 七条通松尾三宮神社参道交差点		
現在の状況	- 交通規制 交差点図面に記入のとおり - 付近の環境 周辺は住宅密集地であり、北西には阪急西京極駅があるがある。		
要望内容	提案交差点付近は、七条通でも特に狭いエリアで、大型も通行し中学生の通学時間帯は、交通量も多く危険である。信号機の設置を要望（受付番号316）		
位置図			
対応案	提案交差点南詰が車両が安全に離合することのできる幅員を有しておらず、また、民家、ガレージ等により信号機の柱を設置することが困難なため、実施しない。	交差点図面	

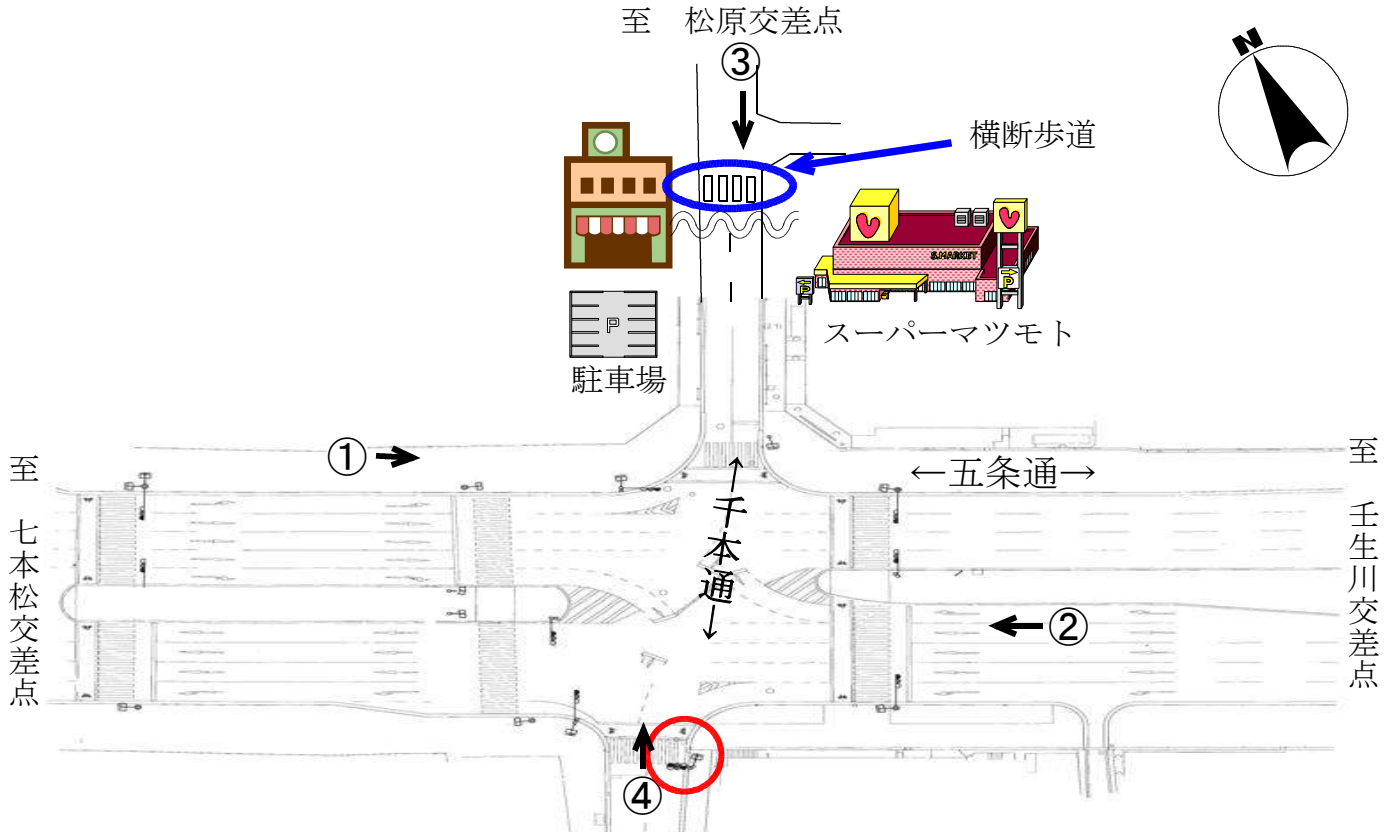
府民公募型整備事業（府民提案型＜既要望＞）

整 理 番 号	2 0	写 真	
交 通 安 全 施 設	信号機（新設・定周期式）	①  ②  ③ 	
所 在 地	上京区東桜町4番地先 寺町通広小路交差点		
現 在 の 状 況	- 交通規制 交差点図面に記入のとおり - 付近の環境 周辺は、京都の中心部で旧来の住宅や神社仏閣がある地域であり、西方には京都御所、東方には京都府立医大がある。		
要 望 内 容	付近のマンションの住民は、交通量の多い寺町を横断しなくてはならず、危険である。人も車も安心して通行できるよう、信号機の設置を要望（受付番号325）	交 差 点 図 面	
位 置 図			
対 応 案	提案交差点は、交通量から横断するタイミングはあり、見通しも良好であることから、信号機の必要性は低いと判断するため、実施しない。		

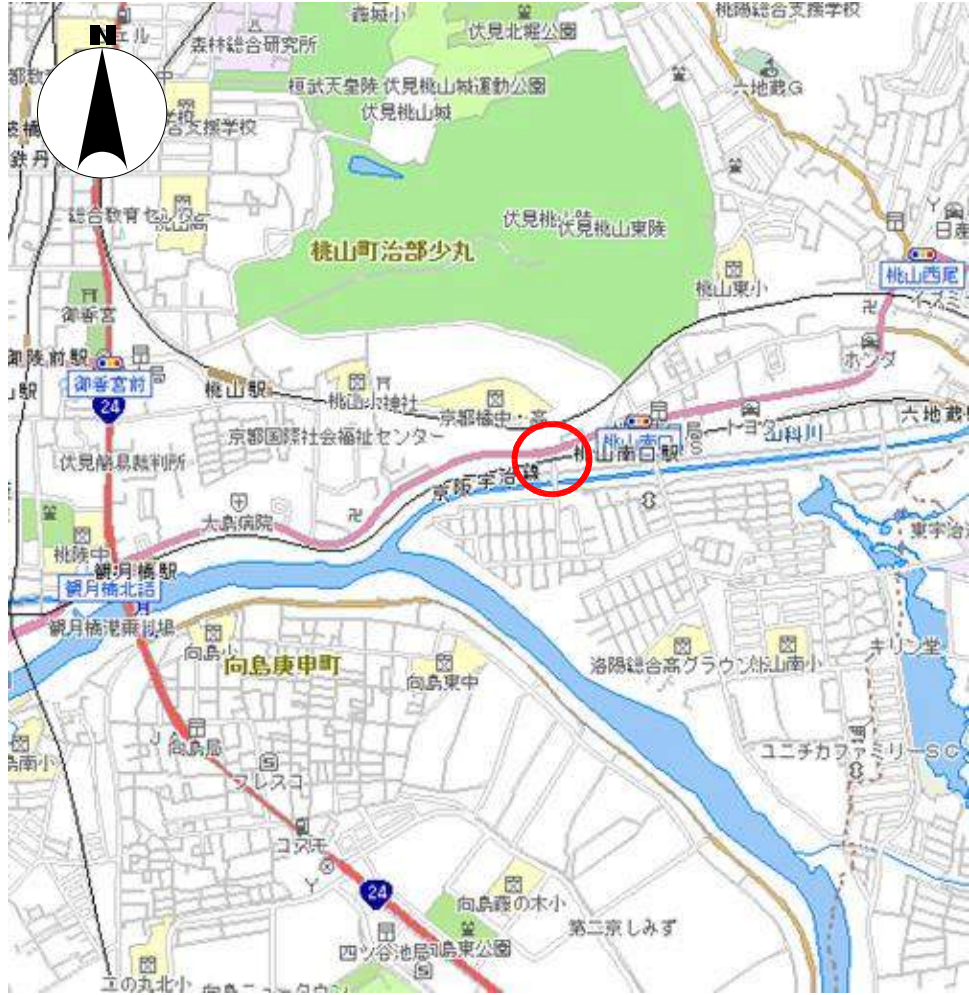
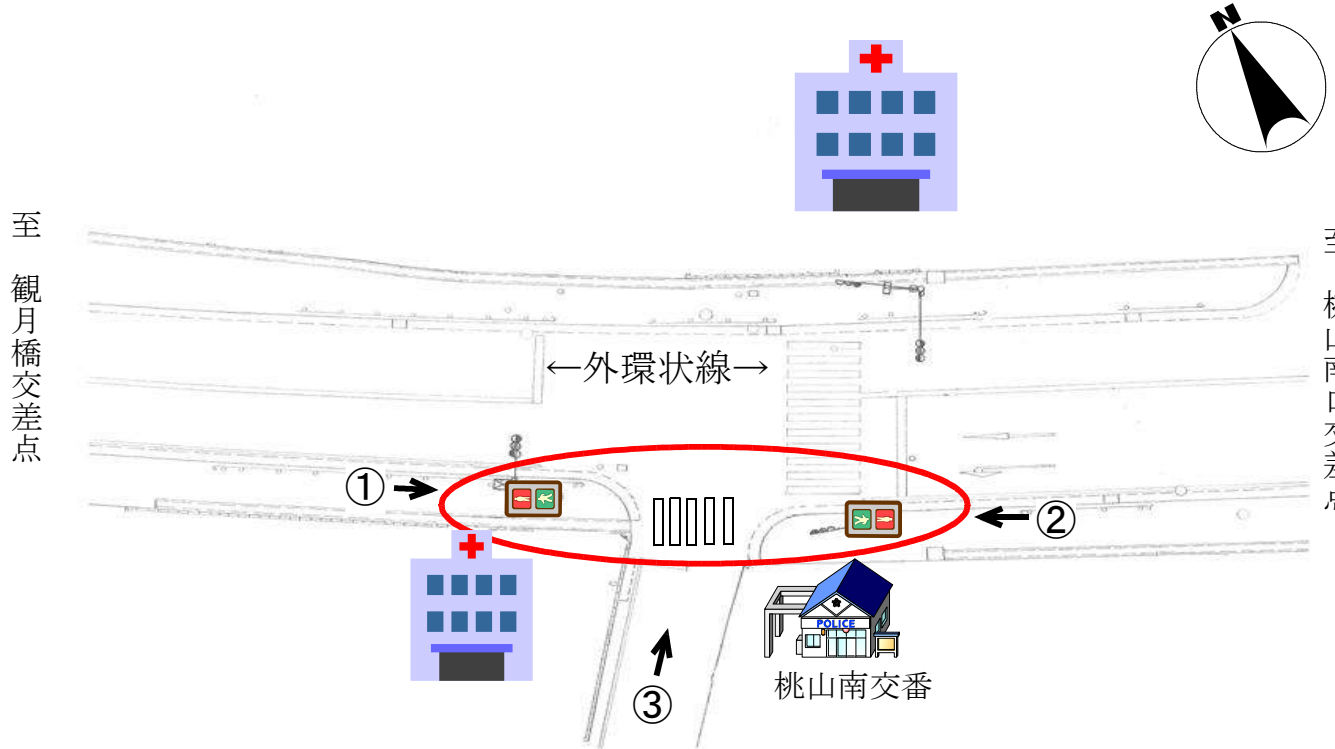
府民公募型整備事業（府民提案型＜既要望＞）

整 理 番 号	2 1	写 真	
交 通 安 全 施 設	信号機（車両灯器増設）	①  ② 	
所 在 地	山科区大宅打明町 大津淀線大宅打明町交差点		
現 在 の 状 況	・ 交通量の多い府道に設置された信号機 ・ 交差点直近に京阪バスのバス停が設置されている。 ・ 大宅小学校が隣接している。		
要 望 内 容	交差点手前にバス停があり、バスが止まると後方車両が追い越す際に信号が見えないため、車両灯器の増設を要望（受付番号1）	交 差 点 図 面 	
位 置 図			
対 応 案	提案のとおり実施する。		

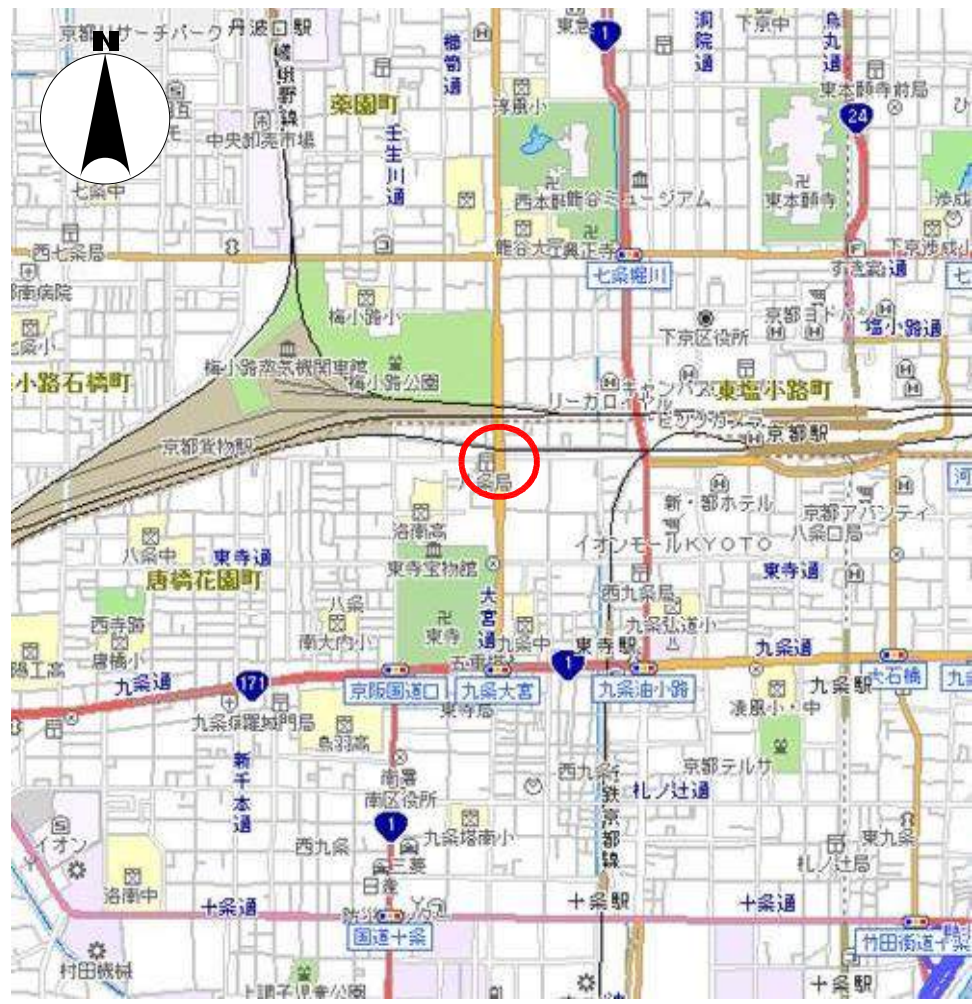
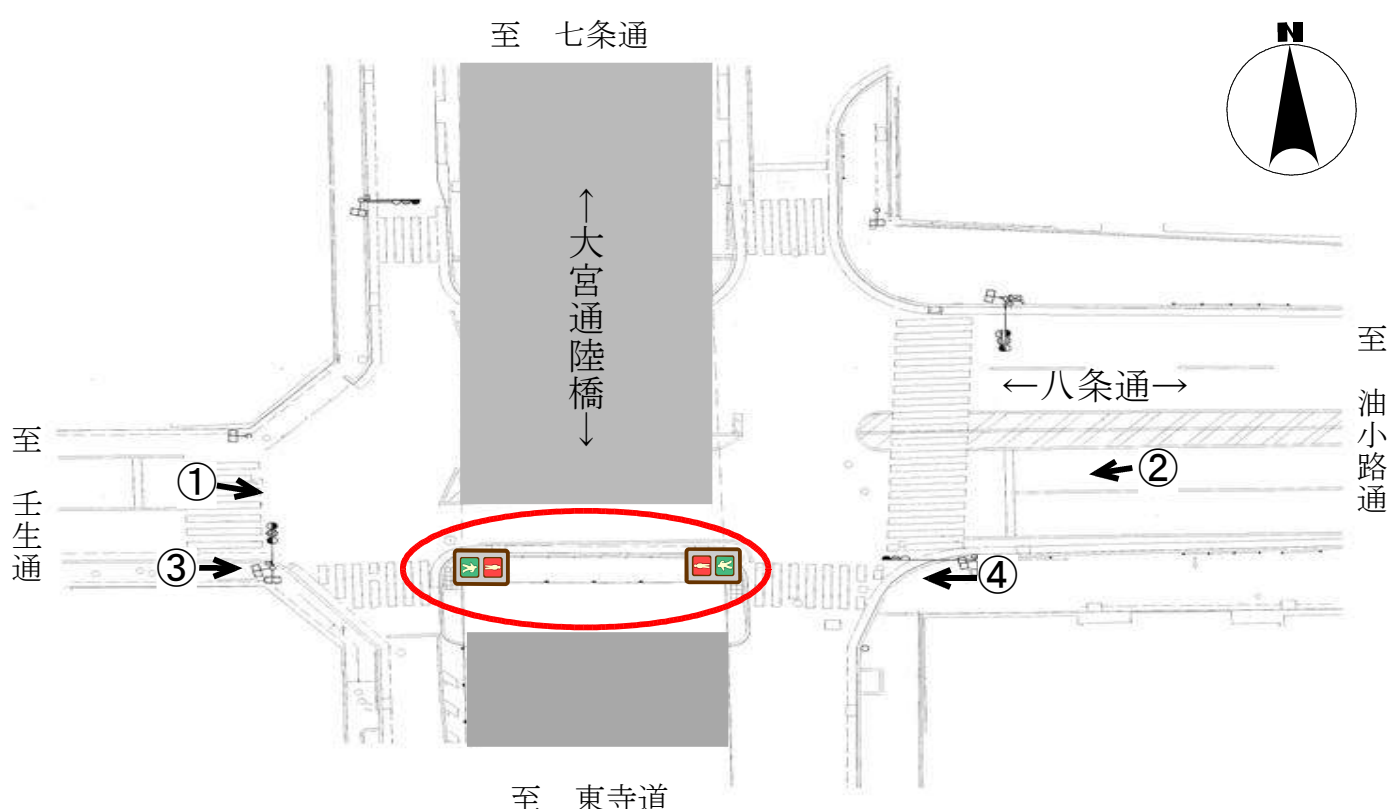
府民公募型整備事業（府民提案型＜既要望＞）

整 理 番 号	2 2	写 真	
交 通 安 全 施 設	信号機（灯器改良）		
所 在 地	下京区中堂寺坊城町 五条千本交差点		
現 在 の 状 況	・ 交通量の多い国道に設置された信号機 ・ 交差側道路は、スーパー、駐車場が混在している。 ・ 交差点手前の横断歩道を横断する需要が多い。		
要 望 内 容	交差点手前の横断歩道から信号機が見え、速度を上げて車が走行してくることから危険なため、灯器の改良を要望（受付番号4）		
位 置 図		①  ②  ③  ④  交 差 点 図 面 	
対 応 案	視角制限灯器を設置する。		

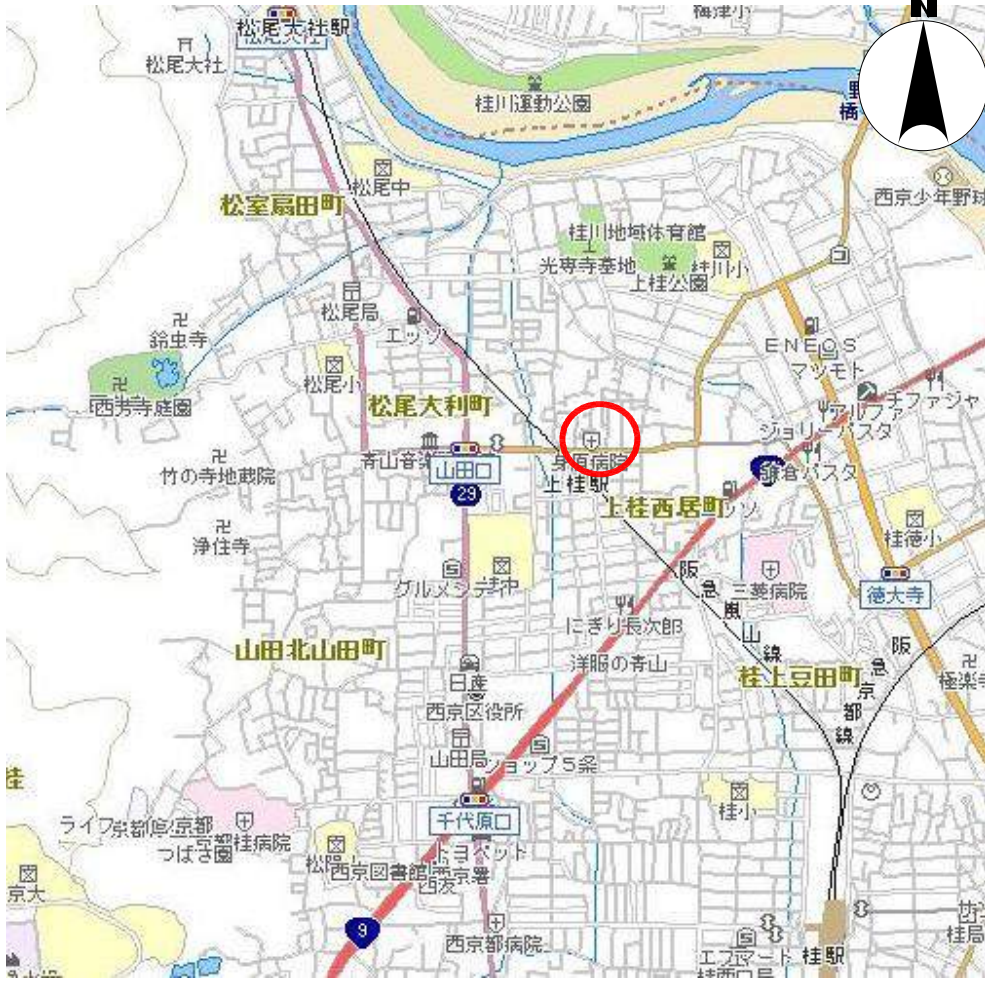
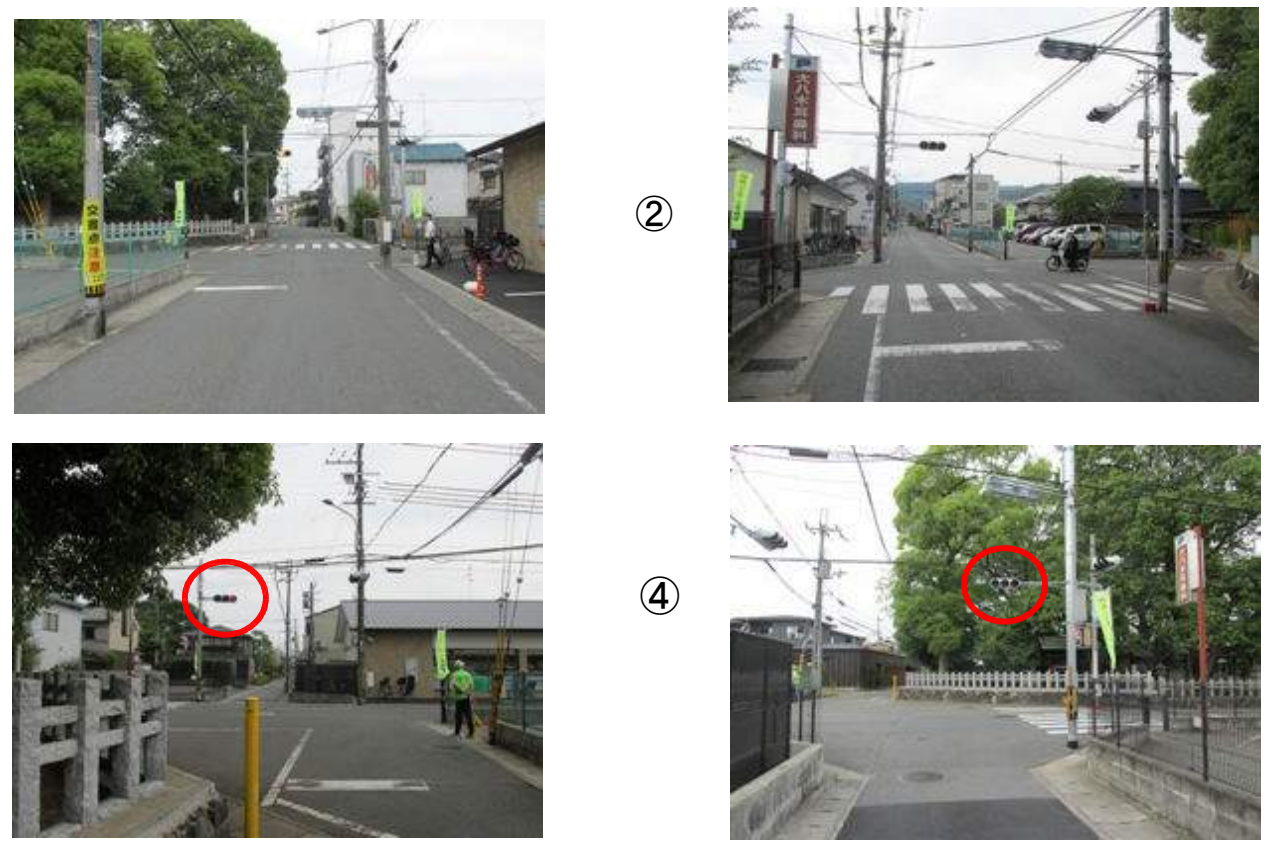
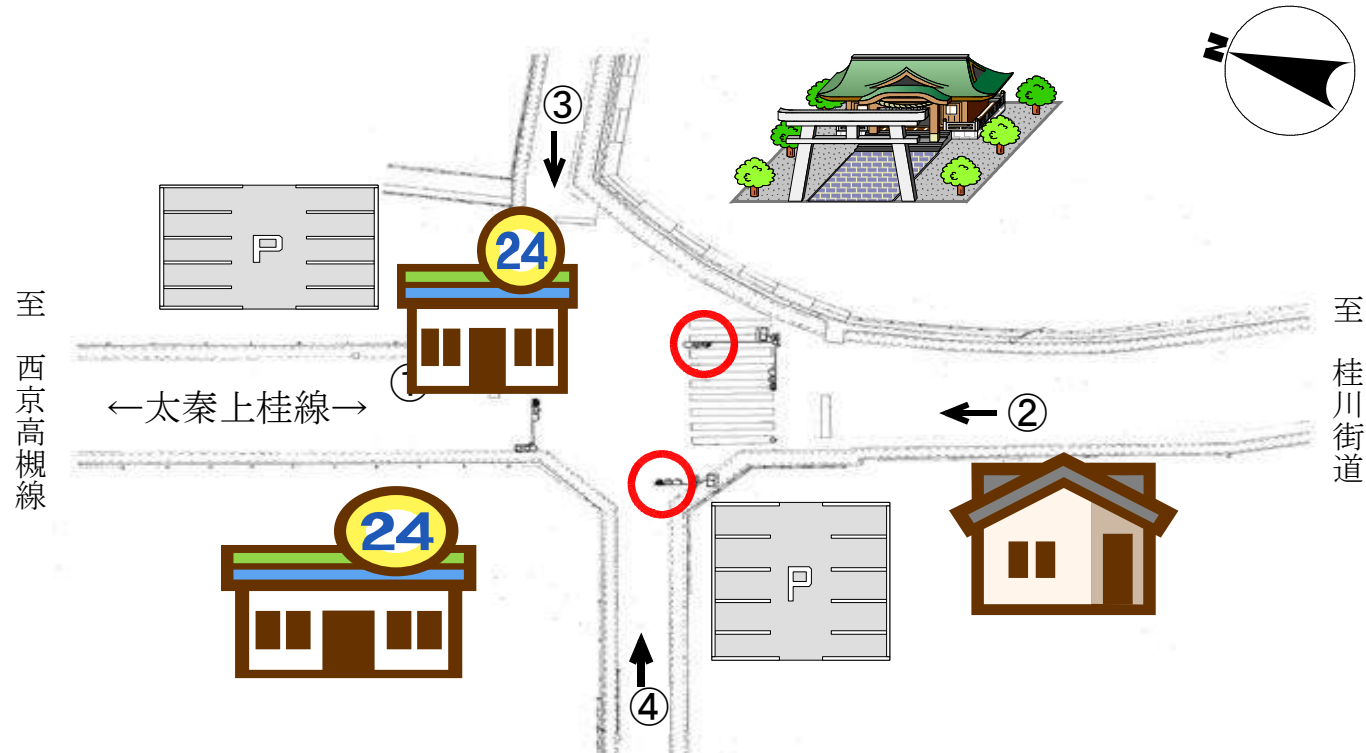
府民公募型整備事業（府民提案型＜既要望＞）

整 理 番 号	2 3	写 真	
交 通 安 全 施 設	信号機（歩行者灯器増設）	①  ② 	
所 在 地	伏見区桃山町根来 外環状線桃山緯 6 4 号交差点		
現 在 の 状 況	- 交通量の多い府道に設置された信号機 - 京都橘高校、桃山小学校の通学路となっている。 - 主横断のみ歩行者灯器が設置されている。		
要 望 内 容	東西行の歩行者灯器がなく、車両灯器も見えにくいため、歩行者灯器の増設を要望 (受付番号7)	交 差 点 図 面	
位 置 図			
対 応 案	提案のとおり実施する。		

府民公募型整備事業（府民提案型＜既要望＞）

整 理 番 号	2 4	写 真	
交 通 安 全 施 設	信号機（歩行者灯器増設）		
所 在 地	南区西九条小寺町 大宮八条交差点		
現 在 の 状 況	・ 大宮陸橋高架下に設置された信号機 ・ 洛南中学、高校の通学路となっている。 ・ 交差点東西詰に歩行者灯器が設置されている。		
要 望 内 容	大宮通の高架で歩行者用灯器が見えにくく、見落としの危険があるため、歩行者灯器の増設を要望 (受付番号9)		
位 置 図		①  ②  ③  ④  交 差 点 図 面 	
対 応 案	提案のとおり実施する。		

府民公募型整備事業（府民提案型＜既要望＞）

整 理 番 号	2 5	写 真	
交 通 安 全 施 設	信号機（灯器改良・文字板設置）		
所 在 地	西京区上桂西居町 太秦上桂線上御霊神社前交差点		
現 在 の 状 況	- 交通量がやや多い府道に設置された押ボタン信号機 - 主・従道路に車両灯器が設置されている。 - 灯器が劣化しており、視認性が低下している。		
要 望 内 容	灯器が古く西日で見えにくいため灯器のLED化、従道路側の車両灯器に「押ボタン式」の文字板設置を要望（受付番号13）		
位 置 図			
		交 差 点 図 面	
			
対 応 案	現在、歩行者灯器に文字板が設置されており、車両灯器の文字板設置については実施しない。灯器のLED化については実施する。		